

八、校友會雑誌の類は務めて作文練習に利用し、各學年に於ける優秀なる作文を掲載せしむること。

九、生徒をして作文帳を調製せしめ、各學期及び學年末に之を検閲すること、尙優秀なるものは特に清書の上學校に保存すること。

七、數學科に於て代數若くは幾何、又は兩者を課する場合には何學年に於て課すべきか、代數幾何の内一を課する場合には何れを可とするか、代數幾何を併課する場合には何れを先きにすべきか。

修業年限四箇年の高等女學校に於て、代數幾何を併課するの可否

答申

一、修業年限四ヶ年の高等女學校に於て、代數幾何を併課するの可否

イ、併課するは不可なり。

ロ、幾何のみを課するを可とす。

二、數學科に於て、代數若くは幾何、又は兩者を課する場合には、何學年に於て課すべきか、及其程度

イ、代數若くは幾何を課する場合。

修業年限四ヶ年の學校に於ては第四學年に於て、修業年限五ヶ年の學校に於ては第五學年に於て共に算術と併課するを可とす。

ロ、代數、幾何の兩者を課する場合。

修業年限四ヶ年の學校に於ては、兩者を併課せざるを可とし、修業年限五ヶ年の學校に於ては、第四學年及第五學年に於て兩者を算術と併課するを可とす。

ハ、程度

代數

緒論、加法、減法、乗法、除法、一次方程式(二元立聯方程式まで)

幾何

緒論、角、平行線、三角形、圓、面積、長、簡単なる比例、及體積

三、代數、幾何の内、一を課する場合には、何れを可とするか、代數幾何を併課する場合には何れを先きにすべきか

イ、一を課する場合には幾何を可とす。

ロ、併課する場合には代數を始にするを可とす。

教授に関する部

## 八 國語及漢文科教授の改善方法如何

(明治四十二年全國中學校長會)

### 答申

一、國語漢文科教材は、國民道德に資すべき材料を多くし、他の學科に於て確實なる知識を習得せらるべき教材は之を省くこと。

二、講讀は通讀と精讀とを並行せしめ、其總量を増加すること、但し適當なる教科書を編纂すること。

三、講讀の際、常用文字、熟語等に於ては、適當に其數字、類語等を示し、其應用を知らしめ、其練習をなさしむること。

四、故事、語源等の説明は、普通必要なるもののみに止め、専門的範圍に入りて時間を徒費することを避くること。

五、講讀は一語一句を解せしむると同時に、全文の大意をも捕捉せしむること。

六、名文を暗誦せしむること。

七、文法は初年級より教科書を用ふる場合に於ても、成るべく講讀、作文の際に適切なる例に依り、實際上之を習熟せしむること。

八、作文の題は成る可く實用的のものを選ぶこととし、特に他の學科に於て授けたる事項を探り、連絡を保たしむること。

九、書翰文の形式を熟知せしむること。

十、作文に於ては添刪の方法を簡便にし、生徒をして多く作らしむること。

十一、書取を多くし、既に學びたる漢字熟語等に習熟せしむること。

十二、習字と講讀、及作文と連絡を一層密接ならしむること。

十三、他の學科に於ても、教授の際、漢字、熟語等に就ては、特に注意して其智識を精確に得しむること。

## 九 國語科に於て國文學史を教授するの要否

(明治四十二年全國中學校長會)

### 答申

國語科に於て、國文學史を教授するを要せず。

## 十 博物及物理化學の課程の配當を變更するの必要なきか

答申 博物、及物理化學の課程の配當は、左の通り施行規則、及現在の教授要目を變更するを以て適當とす。

				第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
				現物	植物	動物	植物	物理
理化	改現	改正	植物	二時	植物	二時	植物	二時
物理	正	在	生理	二時	生理	二時	生理	二時
化學			動物	二時	動物	二時	動物	二時
物理	化學	鑛物	鑛物	三時	動物	二時	動物	二時
III	I	III	III	III	III	II	II	II
II		II	II	II	II	II	II	II
一時		三時	四時	三時	三時	二時	二時	二時
物化		物理						
物理		物理						
理學		四時						
二時		四時						

(理由) 現在の一學年にて礦物を教授するは、生徒の學力の程度低きに過ぐる爲め理會し得ざること多きを以て、之を上級に於て教授するを適當としたると、植物は其の學科の性質、初年級生徒に教授するも、よく理會し得ると認むるを以て、かく變更す、又教授時數は礦物は上級に於て教授するが故に現在の如く一週二時を費さるも、必要の事項を教授するに差支なしと認めたるを以て、一學期丈け一時間を化學に譲れり、又四五學年に於て物理化學を並行教授することに改めたるは、教授上實際の便利による。

# 十一 小學校の教授を實用的ならしむる方案

(明治四十二年第七回全國聯合教育會)

卷之三

卷之三

(一) 學校の教授をして、實際の生活に適切ならしめんとならば、地方の事情、家庭の職業、生徒の男女等によりて、其教材を異にせざるべからず、然るに現在の小學校教科用書は、全國一定にして都會にも、僻陬にも、海岸にも山間にも、農工地方にも、商業地方にも、同一の事項を同一の分量に教授せしめんとす、取捨と増補とは教授の任にあたるものゝ義務なりと雖も、初より各種の教科書の撰定せらるゝに如かず、現行教科書の單用國定制度は、よろしく速に改廢すべきものなるべし。

(二)現行教科書制度の下に於ける應急策としては、各地方の教育會、校長會等をして、教授細目を始  
とし、地方的教授資料を編纂せしめ、一般教員の研究に便すべし、全國の教師を目的として編輯  
せられたる詳細なる教授書等は参考せしむるは可なれども、教案に代用せしむべからず。

(1) 修身科につきては、洒掃應對等、日常の生活及學校に於ける偶發事項につきて、良心を刺戟し

して児童の常識を養ひ、處世上の心得を與ふべし、市民及國民としての義務を知らしめ、地方

の民度と家庭の情況とに適應せる作法を實習せしむることも、此の科の任務ならざる可からず。

(2) 國語科につきては、教科書教授の餘暇を以て、新聞雑誌及び通俗讀物等を読み慣れしめ、外來語中の普通に使用せらるゝもののも授け、手紙及び公文書類の読み方、書き方は、特に習熟せしむべし、書き方には速書を練習し、日常普通の草書をも授くる事とし、縦り方は達意を旨とし早く綴ることをも慣れしめ、話し方には對話の演習を課すべし。

(3) 算術科につきては、普通の記帳法を授け、暗算と珠算の加減とを十分に練習すべく、應用材料は成るべく、當該地方の實際生活に關係あるものより、選擇して經濟的智識の養成につとむべし、度量衡の試用、及目算歩測筋測等をも適當に之を課すべく、他教科の教授に應用せしめんことを亦肝要なり、女兒には家事裁縫等に關する問題を課すべし。

(4) 地理科につきては、遠足旅行等を行ひ、郷土を中心とする產業、及び交通上の智識をあたへ當該地方に用ひらるゝ異郷の產物につきても、特別の注意を拂ふべし、農業地理と商業地理とは此科をして最も實用的ならしむるものなり、外國地理に於ては我國と關係深き國を主とすべきこと云ふ迄もなし。

(5) 歴史科に於ては特に明治史に重きを置き簡易なる制度文物の由來を知らしめ、現代に處し未來

を豫測するの明をも養ふべし、地理科と統合して郷土の歴史を明にすることは殊に肝要なり。

(6) 理科につきては、主として地方的教科を授け、殊に衛生其他人生に關係ある材料を重んずることによりて、迂遠の弊を免るゝを得可く、既に教授せる理法は、更に學校、家庭、田園、等に發見する現象に應用することを忘るべからず、校外教授を獎勵することは此の科のために最も必要なり。

(7) 體操は土地の事情に應じて、或は水泳を加へ、或は遠足を多くし或は力量を養成するを旨とし、或は運動の調和と敏捷とに重きを置く等の變化あるべし。

(8) 圖畫科につきては寫生を主とし、用器畫の初步と、透視畫の大意とを知らしめ、簡単なる圖案畫、意匠畫、及模様畫をも授くべし、之に伴ひて彩色法の大要を教ふべきは勿論なり。

(9) 手工科は裁縫、商業、農業と等しく、極めて必要な學科なれば、必須科目の中に加へ日用の器具等實用的材料を製作せしむべし。

(10) 裁縫にては縫ひ方、洗濯法、色揚法、仕立替等をも授け、殊に地方の實用に適するものを製作せしむべし。

(11) 商業科にては商品につきて明瞭なる觀念を養ひ、賣買取引の實際を觀察せしめ、殊に地方に適切なる商業道德を會得せしむべし。

- (11) 農業科につきては、土地に適應せる作物につき實習を課すべく、手工等と相待ちて廢物利用の途を教ふべし。
- (12) 英語科にては、會話の練習をつとむべし。
- (13) 唱歌につきては歌詞を平易にし、風教に益あるもの、實業に關するもの等を教ふべし。
- (14) 教授せる事項は反復練習し、且つ成るべく實地に應用することに慣れしめ、實行的意志を陶冶すべし。

乙、教授の方法につき

(一) 教授せる事項は反復練習し、且つ成るべく實地に應用することに慣れしめ、實行的意志を陶冶すべし。

(二) 道徳的習慣を養成せんがために、家庭と協力すべきことは勿論、國語、算術、理科、手工、圖畫、裁縫等の諸科にて授けたることにつきても、家庭と連絡を保ちて實際に之を練習せしむべし、農業商業の實習につきては、特に然りとす。

(三) 遠足旅行、及校外教授に注意すべきことは、前段各教科の材料に關して、附説せる所の如し。

(四) 成績の考查に際しては、應用と實行とに重きを置かしむべし。

(五) 豫習、及復習を獎勵する等の方法によりて、自修の習慣を養成せんことも、今日の急務なるべし。

丙、教具及設備につきて

(六) 教具は、生徒をして試用せしめ、實驗も成るべく彼等に實習せしむべし。

丁、教師

(一) 地方的教材と、一般社會的教科と、實業的教科の教授とに必要な器具、器械、實物、標本等を蒐集すべし。

(二) 前項の器具標本等は、適當なる裝置を設けて、兒童の觀察と教師の使用とに便ならしむべし。

(三) 學校園、動物園、水族館等の設置を獎勵すべし。

(一) 師範學校等、各種教員養成所に於ける教授が、徒らに學理に馳せ、實際に適切ならざるは現今の通弊にして爲に小學の教授をして、實用に迂遠ならしむることも亦藏ふべからざることなれば此等の學校に於ても、教材の選擇と教授の方法とを改良せしむべし。

(二) 小學校教員が、社會的智識に乏しきことも、教授をして非實用的ならしむる一原因なり、師範學校教員、就中校長、及附屬校主事をして此の方面的缺陷を矯正することに注意せしむべく、一般教員をして、つとめて世俗と交際せしむべし。

## 十二 高等小學校に於ける農業科の教授を一層適切有效ならしむる方法如何

## 答申

- 十一、農業科の教授を適切有效ならしむるには、児童をして農業に對する趣味を喚起せしむるにあり、而して其一般的方法左の如し、
- (一)成るべく技術に堪能なる良教師を得ること。
  - (二)老農の意見を斟酌すべきこと。
  - (三)農會、及農事試驗場等との連絡を保つべきこと。
  - (四)園藝より導ぐべきこと。
  - (五)作物の種類は、成るべく結果を見るとの早きものを主とすべきこと。
  - (六)實習地(共同個人模範別)を設くべきこと。
  - (七)家庭に於ける試作を獎勵すべきこと。
  - (八)收穫物の處分を有效ならしむべきこと。
  - (九)實習は總て精神的ならしむべきこと。

### 十三 農業經濟を一層有效適切ならしむるには、如何なる教授の方法を探るべきか

(明治四十三年全國農業水產學校長會)

#### 甲 種 農 業 學 校 部 會

從來農業經濟の教授は、概して理論に偏し、實地に適應せざるの傾あるが故に、一層有效適切ならしめんには左の方法に依り教授するを可なりと信ず。

- 一、當該地方に於ける、農業狀態を調査して、教授の基礎とすること。
- 二、技術に關係ある學科は、農業經濟と聯絡を保たしむること、共に凡て之を綜合せしむること。
- 三、農業經濟の受持教師は、其地方農事獎勵機關と、聯絡を保ちて教授なすべきこと。
- 四、農業經濟上、必要なる組織管理の教授に、一層重きを置くこと。
- 五、農業經營演習を課し、且つ簡易なる簿記により之れか收支の計算をなさしむること。
- 六、適當の方法により、農業經營の實習をなさしむること。
- 七、實習は農業經濟と聯絡を保たしむること。
- 八、生徒の休業、歸省及修學旅行を利用し、其地方に於ける產業經濟の狀況を調査せしむること。

## 答申

農業經濟を一層有效適切ならしめんには、左の方法によりて教授するを必要なりと認む。

第一、受持教員

本科は、當該地方の事情に精通せる教員をして、擔任せしむること。

## 教授に関する部

## 第二、教授細目

當該地方農業の實情に、適合せる教授細目を編成すること。

## 第三、教材の選擇

當該地方の農業狀態、及關係ある内外諸般の經濟狀態を基礎として、最適切なる教材を選択すると。

## 第四、經濟上の實地練習

簡易なる農業簿記を教授して、實習上の收支、並學資金の計算等に依り、實地練習せしむること。  
共同購買、販賣等の實務を、練習せしむること。

經濟圃場を設置すること。

其の他各科目と連絡を保ちて、常に經濟的實習を忽にせざること。

## 第五、其の他

當該地方の農會を初めとし、其の他の實業團體、及各種の產業組合等と聯絡を保つこと。

## 答申

水產經濟を教授して、實際に適應せしむるには、左の方法により教授するを適當なりと信ず。

## 一、經濟の概念教授

教科書により、之れを教授し、其習得せる觀念をして、效果を擧げしむるに力むること。

## 二、經濟の應用實習

イ、漁撈、製造、養殖を、營業的基礎に置き、實習せしむること。

ロ、生徒をして、各科操業の順序方法は勿論、其經濟と收入との比較を明かにせしめ、算數簿記の實地練達を計らしむること。

ハ、實習用具の調製整理より、收獲物、又は製造品の販賣市場の狀況、市價の變動等につき詳悉せしむること。

## 三、經濟狀態調查

見學の旅行目的は、地方經濟組織の研究を主とし、漁獲物、漁具漁船、製造狀態、販賣方法、養殖狀態金融機關資金運轉、會社組織、荷造方法、販路の狀態、產業組合の組織、其の他必要事項を調查せしむること。

## 四、經營及設計

時々水產の經營設計に從事せしむること。

## 十四 實習指導の方法に就き各員の意見を問ふ

### 答申

### 教授に関する部

(明治四十三年農業水產學校長會)

甲種農業學校部會

一、實習方法を分つて共同、組別、單獨の三種とす。

一、各學年に對する實習課程左の如し。

第一學年には、實業上の方法を會得せしむること。

第二學年には、各種實業上の方法を練習せしむること。

第三學年には自働的に實地經營せしむること。

一、各學科に對する指導方法

イ、農科、園藝科、及養蠶科

第一學年生には、共同若くは組別とし、教師の直接指導を主とし、場合に依りては第三學年生をして之れに當らしむること。

第二學年生は、専ら組別とし、區域又は種類を定め、教師指導の下に之を分擔せしむること。

第三學年生は單獨若くは組別とし、自營の精神を以て各自、立案設計の上、教師の検閱を經て之を實行せしむること。

ロ、林科

第一、二學年生は農科に同じ。

第三學年生は、共同若くは組別とし、學校演習林、其他適當なる山林に就き、教師指導の下に、

各般の業務を練習せしむること。

ハ、獸醫(畜產)科

第一、二學年生は、組別とし、教師指導の下に、各科の實習を修得せしむること。

第三學年生は、單獨若くは組別とし、教師監督の下に自働的に、主として診斷、治療、調劑、裝蹄に從事せしむること。

別科を置く場合には、以上各項を參照し之を定むること。

豫科を置く場合には、便宜本科生の實習に之を配當し、諸般の業務に從事せしむること。

第四學年生を置く場合には、校内に於ては第三學年に準ずるの外、校外の農場其他に於て主として管理經營上に就き練磨研究せしむること。

答申

實習指導の方法に關する意見書要領

第一、實習組織の大要

一、學校の情況により、實習、見本、模範試驗等、各種の地區を設定すること。

二、學校の情況により、職員生徒の特別農場を設くること。

教授に關する部

四〇七

- 三、寄宿舎農場を設定すること。
  - 四、學校の状況により家族的小作制度の實習を施行すること。
  - 五、職員指導の許に、家庭實習を課すること。
  - 六、林業、養蠶、家畜、家禽、養蜂、養魚等の設備を爲すこと。
  - 七、農産製造及農業的手工を、爲さしむること。
- 第二、實習と訓育とを、密接ならしむること
- 一、實習作業の上に、忠實熱心ならしむこと。
  - 二、責任を重んぜしむる爲め、實務の分擔を爲さしむること。
- 三、公共心、共同心養成の爲、可成共同作業、肥料の共同購入、收穫物の共同販賣を爲さしむること。
- 四、生徒各自に實習の準備、及其跡始末を、周到正確に爲さしむこと。
- 五、適宜尙農思想養成の各種の方法を實行すること。
- 六、其地方の精農良農者の働き振りに、可成模倣せしむること。
- 七、家畜、家禽等の飼養上、之を愛護する美風を養成する爲め、適宜の方法を講ずること。
- 八、病蟲害の驅除豫防を爲さしむること。

第三、實科と實習との關係を、密接ならしむること

- 一、實科細目と、實習細目との連絡を圖ること。
  - 二、實科教員と、實習指導者とを、可成同一人たらしむること。
  - 三、實習を實科教授の各段階に、適當に、利用することを勉むること。
  - 四、教材上必要なる説明的試験を勉むること。
- 第四、實習上、經濟的思想を養成する方法
- 一、實習上、收支計算を正確に爲さしむること。
  - 二、實習上、設計、及日誌を精確に記録せしむること。
  - 三、經濟的農場を設くること。
- 第五、實習上、經濟的農場を設くること。
- 一、實習上、肥料の節用、收穫物の調製、加工、並廢物利用を勉めしむること。
  - 二、實習上、可成肥料收穫物等に付き、共同購買販賣せしむること。
  - 三、農具の整頓、修繕、及其取扱に注意せしむること。
  - 四、土地の利用に留意せしむること。
  - 五、肥料の節用、收穫物の調製、加工、並廢物利用を勉めしむること。
  - 六、實習上、報賞又は分益を得たる時は、可成之を貯蓄せしむること。
  - 七、實習上、可成肥料收穫物等に付き、共同購買販賣せしむること。
  - 八、改良農具、及富力等を適宜利用して、可成收益を多からしむる工夫を講ずること。

## 第五、實習上、實業趣味を喚起せしむる方法

- 一、適宜自發的及競技的實習をなさしむること。
- 二、實習に對し、報賞、分益、試食等の制を設くること。

## 三、適宜、草花蔬菜等を栽培せしむること。

## 四、善良なる種苗を生徒に分與して、家庭に於て之を栽培、飼育せしむること。

## 五、生産物の品評會を開催すること。

## 第六、實習上、土地愛護の思想を養成すること

## 一、可成、土地改良を行はしむること。

## 二、實習上分擔したる土地は、可成之を變更せること。

## 第七、實習上の諸注意事項

## 一、實習上、生徒の個性觀察を怠らざること。

## 二、實習服制定を要すること。

## 三、實習上、各種作業の時期を誤らざるやう注意すべきこと。

## 四、校長初め職員一同、實習に勉むること。

## 五、可成實習點に、重きを置くこと。

## 六、實習の始終に、其説明と講評とを勉むること。

## 答申

## 同上 水產學校部會

實習課程は地方の情況により、多少之を異にするも、簡より繁に進み、學年を追ふて順次精巧なる技能を授け、而して日常生徒をして、多大の趣味を以て實習に從事するの習慣を與へ、勞働を尙ぶべき氣風を養ふものとす。

指導の方法は、修業年限の長短、及本科並に別科程度によりて、稍其趣を異にするは勿論なれども、職員は卒先して其任に當り、日常周到なる注意を拂ひ、猶實習は單に技術の練習をなすに止まらず、品性の陶冶、經濟思想の養成に力めざるべからず、殊に低度の學校に於ては、生徒の體力を參酌して之を課するを要す。

今其方法を擧ぐれば次の如し。

一、第一學年生には、最も簡単なる實習を課し、主として教師直接指導の任に當り、以て水產の概念を會得せしむること。

二、第二學年生には、漁撈、製造、養殖の三科に關する一般の實習を課し、教師指導の下に其方法を練習せしめ、或は地方に出張せしめて、水產に關する見學及調査を行はしむ。

三、第三學年生には、教師監督の下に自營の精神を以て、分業的實習を課し、管理經營につき練習

せしめ、猶當業者に委嘱して、實地研究を積ましむ。別科程度にありては、以上各項目を參照して、簡易なる方法により之を行ふ。

### 十五 國語をして實用的ならしむる最も有効適切なる教授の方法

(明治四十四年全國實科高等女學校長會)

#### 答申

##### (一) 講讀

- 一、成べく農工商、其他實用的材料多き教科書を選定すること。
- 二、正字と共に、略字を教授すること。
- 三、材料により通讀、通義的教授をなすこと。
- 四、談話、朗讀、及聽聞を練習せしむること。
- 五、書取を練習せしむること。

##### 六、補助法

- (1)談話會を開き、四項に關する效果を多からしむること。
- (2)圖書室を設け、又は讀物を指定して、自由講讀の機會を與ふること。

##### (二) 習字

- 一、成るべく實用的文字多き教科書を選定すること。
- 二、速寫を練習せしむること。
- 三、細字を練習せしむること。

##### (三) 作文

- 一、成るべく多く書翰文、公用文、電信文等を課すること。
- 二、町村家庭等に關する問題を課すること。
- 三、日誌を記入し、且つ遠路旅行記事を記さしむること。
- 四、文章は、簡潔達意を旨とする様教授すること。
- 五、書翰文は、様式作法等、總て實地に適合する様、練習せしむること。

##### 六、補助方法。

- (1)學校に手紙を差出さしむる機會を設くること。
- (2)家庭の代筆をなさしむること。

##### (四) 文法

- 一、徒らに繁雑に亘らず、自ら正しく發表し、又他人の發表を正しく了解し得る程度に止むると。注意

以上は便宜四項目に分ちて、研究せりと雖も、實際教授に當りては、交互連絡補益せんことを力むるを要す。

## 十六 理科及家事の教授を交互連結せしむるに有効適切なる教授の方法

(明治四十四年全國實科高等女學校長會)

答申。

一、理科を教授する際には、家事に關係ある材料に就きて、特に家事に關する事項をも教授すること。  
二、家事を教授する際には、理科に關係ある材料に就きて、其の事項を可成理科的に説明し、嘗て學習せし所の智識の復習、及之が應用たるを知らしむるに注意すること。

右實施に就きて、特に必要と認むる事項

- 一、理科及家事の教授細目中、相互に關聯せる事項は、之を對照記載すること。
- 二、理科及家事科は、可成同一教師に擔任せしむること。
- 三、擔任異なる場合に於ては、擔任教師は時々打合會を開きて、材料及教授方法等の打合を爲し、且時々相互教授の參觀を爲すこと。
- 四、理科の實驗實習は、可成家事上の實務に關係あるものを採擇すること。
- 五、生徒をして家事上の事實を唯事實として看過することなく、理科の智識に依りて解決する習慣を作らしむること。

## 十七 裁縫科に於て生徒をして其材料に缺乏せざらしむる方法

(明治四十四年全國實科高等女學校長會)

答申

- 一、豫め材料配當表を生徒及家庭に配布し、猶教授の約二週日以前に特に注意を與ふること。
  - 二、家庭に於て供給に困難なる材料を、學校より貸與の方法を設くること。
  - 三、材料を流用(單衣を袷とし、袷を綿入とするの類)せしむること。
  - 四、材料は成るべく、質素なるものを獎勵すること。
  - 五、家庭に於て材料を得難き場合には、生徒及家庭をして親戚朋友知己より、材料の貸付を乞はしむること、但學校に於て仲介して材料の準備を爲すことあるべし。
- 十八 實科に於て課すべき最も適切なる手藝の種類如何
- 答申 實科高等女學校に於て課すべき手藝の種類は、編物、袋物、刺繡を以て最も適切なるものとす  
附  
イ、土地の状況により、組絲、造花、細工物等を加ふるも妨げなし。

教授に關する部

四一五

口、修業年限を短縮したる學校に在りては、其種類を減じ、私は生徒をして選修せしむるも妨げなし。

### 十九 實業學科の教授法を一層有効適切ならしむる方法如何

(明治四十四年全國商業學校長會)

- 答申 實業學科の教授を、一層有效適切ならしめんには、左記の方法に依るを最も必要と認む。
- 一、教員の選擇に重きを置くこと。
  - 二、教員養成所に於ける、實業科の教授法に重きを置くこと。
  - 三、全國商業學校の實業學科、主任教員の協議會を開くこと。
  - 四、各學校に於ける、實業學科教授研究會を、一層盛ならしむること。
  - 五、文部省に於て、實業學科教授法講習會を開設せらるゝこと。
  - 六、技術的科目に關する巡回教師を、文部省より派遣せらるゝこと。
  - 七、實業學科受持教員をして、常に實際を視察調査せしめ、教授材料を成るへく實際的ならしむること。
  - 八、時に當業者を聘して講演を請ふこと。
  - 九、成るへく教科書を選用し、常に教授の效果に注意すること。
  - 一〇、教授は成るへく直觀的方法に依ること。

### 二十 實業學科の教授法を一層有効適切ならしむる方法如何

答申

(明治四十四年全國工業學校徒弟學校長會)

- 一、工業教員養成所に、中等程度の工業學校を附設し、教授法を研究せしめ、其結果を教授上の材料に資せしめられたきこと。
- 二、實業學科教員には、可成實地に堪能なる者を選ぶこと。
- 三、實業學科受持教員には、講習會其の他適當なる方法に依り、新知識を得せしむる方法を講ずること。
- 四、實業學科を教授するには、實驗に於て充分咀嚼せしめ、然る後實習を課するの順序によること。
- 五、教授用に必要な圖畫、模型、標本等を完備すること。
- 六、可成適當なる教科書を用ひること、若し適當なるものを得られざる時は、騰寫版等の手段に依りて、教科書に代用すること。
- 七、器具、機械類の實際の大小、形狀等を實驗、測定せしめて、確實なる知識を與ふること。
- 八、實業學科教授は、可成實地に就きて教授すること。

九、教授者は、其の地方の工業には特に重きを置き、適切なる教授を選擇すること。

## 二十一 商業實踐を有効ならしむるには、如何なる方法に依るを可とすべきや

答申 大體に於て模擬實踐法に依るを可とす、然れども生徒數、程度又は設備の如何等に由り、幾分同時同業法を加味し、或は全く之に依るを可とす。

### 理由

商業實踐科の目的は、既習の諸學科の連絡せる知識を得せしむるにあると同時に、自發的に實際的商業取引をなさしむるにあるべきを信するを以て、可成模擬式に依り自由に活動せしむるの方法に依るを適當とす、然れども生徒數少きか、程度或は設備の都合に依り、全然模擬式に依る能はざるか、然らざるも大なる不便を感する場合には、同時同業法を用ゆるを可とす。

附、商業實踐科の擔任教員は、最も多く實際上の知識を有する人をして之に當らしめ、且出來得る限り該會社、銀行、商店等の實務を見學せしむるを要す。

## 二十二 現時師範學校に於て行はる、教授法は、教員たるべき生徒に對し、適切を缺く點なきか、若しありとせば如何に之を改善すべきか

(大正二年全國師範學校長會)

答申 現時師範學校に於ける教授方法中、左の諸點に就て一層力を致すへきものと認む。

一、教授は常に小學校の教授と連絡し、兒童教授の方法を會得せしむること。

二、教授及練習は、成るべく生徒の豫習を基礎とし、能力の鍊磨及工夫研究の餘地を存せしむること。

三、教授は生徒をして理會せしむると共に、發表の方法に習熟せしむること。

四、教授は常に自學自習の氣風を涵養し、觀察實驗等に習熟せしむること。

## 二十三 高等女學校及實科高等女學校に於ける裁縫科、並家事科の教授をして一層適切有効ならしむる方法如何

答申

一、優良なる裁縫教師を得ること。

二、基本的教材の教授に重きを置くこと。

一、高等女學校の裁縫教授時數を毎週六時間以上とすること。

一、標本掛圖等を具へ、且つ之を利用すること。

一、裁縫教授に於ては、成るべく一學級(四十名以上の生徒)を二組に分ちて教授すること。

教授に關する部

- 一、成るべく教科書を用ゐること。  
一、裁縫教授、並に綿入の裁縫、仕上げ又は展覽等に必要な特別室を設くること。  
家事科に就ては  
一、優良なる家事教師を得ること。

一、家事科教授に必要する、特別室を完備すること。

一、標本、及教具を完備し、且つ之が活用に注意すること。

一、家事實習を、低學年より一時間宛課すること。

一、高學年に於ては、家事科の教授時數を、毎週一時間宛増加すること。

一、家事科の教授に於ては、生徒をして成るべく、實驗及び實習をなさしむること。

**二十四** 高等女學校及實科高等女學校の教育をして、一層土地の情況に適切ならしめんが爲めに、學科目及毎週教授時數に關する現行の規定を改正するの必要なきか

前項の外高等女學校の現行規程中、改正を要する點なきか

(大正三年高等女學校、實科高等女學校長會)

### 答申

- 一、實科高等女學校の學科目、及教授時數に關する事項。  
(一)國語の第三、四學年より、毎週一時を減じ、之を修身に加ふること(後表參照)  
(二)圖畫唱歌の第三、四學年に、各一時を加へ、之を裁縫より取ること(後表參照)  
(三)實科高等女學校、各學科目、毎週教授數表を、左の如く改むること。

施行規則第十八條甲號表の改正

學 科 目	學 年	第一學年				第二學年				第三學年				第四學年			
		修	身	國	語	修	身	國	語	修	身	國	語	修	身	國	語
圖 畫	一	一四	二	二	六	二	六	二	五	二	五	二	二	一	一	一	一
裁 縫	一	一四	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	(+1)(-2)	一六	三	二	(-1)(+1)	二	五	二	(-1)(+1)	二	五	二	二	一	一	一	一
	一	一六	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	(+1)(-2)	一六	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一六	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

	唱	歌	二	二	(+1)
實業		一	一	一	(+1)
體操	三	三	三	三	三
計	三四	三四	三六	三六	三六

乙號表、及丙號表は、前表に準ずるものとして茲に省く。

二、各學科目、又は全學科目の一學年間、時數合計變更せざる範圍に於て、季節により其の毎週教授時數を増減するを得ること。

師範學校規程第二十七條但書を適用す。

三、實業科を加へたるときは、更に一名以上の教員を増すこと。

施行規則第三十條の第二項を削除し、更に左の一項を加ふ

「實業科を加へたるときは、前項の外更に一名以上の教員を増すべし。

## 二十五 英語科に對する生徒の興味を増進すべき方法如何

(大正三年英語教員第二回大會)

答申

(一)日本の生徒に對する英語教授は、英語の複雜なること、及び英語と生徒の母語との差異大なるより甚だ困難の事業なること。

(二)英語學習に不熱心なる生徒多數あり、又實際英語學習に反対し、或は之を嫌厭するもの少なからず、此等生徒の態度は、頗て其同學者の趣味を減殺するの傾向を有すること。

(三)中等學校入學當時より、卒業に近づくに従ひ、生徒の英語に對する興味は年々減退すること。

(四)英語學習に對する此等生徒の不熱心、反対及嫌厭の爲め、教員が英語教授に費せる時間と労力とに比して、其當然爲し得べき事業に支障を來し、或は絶對に之を沮碍することあり。

(五)諸種の教授法は、之を用ふるに巧拙あるも、已に多數教員の試みたる所なり、而かも吾人が最も有效地に活動せば、其努力の結果として贏ち得べしと認むべき成功は、未だ猶ほ之を改むるに至らず現今中等學校の普通卒業者は、英語の知識不充分なりとの批難あり、又不當の聲ならざればなり。

(六)最後に、英語固有の、又は他の事情に基因する一切の困難に拘らず、一度熟達せば、個人より延いては國民の道德的、知的、將た體育的發達の上に及ぼす效果は、殆んど測り知るべからざるものあり。

如上の事實に基き、我國中等學校の英語教授をして、一層效果を收めしむべき手段方法に關し、謹て左の事項を御参考に供し候、而して該事項の一、二、は英語教授の根本と關聯し、其他は教室に於て各

教員の用ゆべき工夫施設に屬し候へ共、此等各條項は、何れも英語教授の、頗る不満足なる現況の矯正に關し、少なくとも幾分貢献する所あらんことを希望致し候。

該事項は左の通りに有之候。

一、教室内の仕事に關するもの。

(イ) 教員は教授上一層努力し、且つ生徒に對し一層の同情を有すべきこと。

(ロ) 生徒天賦の知識慾を、一層利用すべきこと。

(ハ) 生徒に對する問は、生徒個々の能力に適應するものを選ぶべし、但し此事實は生徒に知らしみざること。

(ニ) 諸種の學方競争を行ひ、時宜によりては賞與を授ぐること。

(ホ) 語の品詞論上の解剖を教授すること。

(ヘ) 文法上の術語は、第一學年に於ては、あまり多く用ひざること。

(ト) 教課は生徒の能力に顧み、一層適合せしむること。

(チ) 日刊新聞紙を選抜して、講讀課に使用し、又平易なる書籍を即讀の用に供すること。

(リ) 教科書中の韻文は、教授の際之を省かざること。

二、學校外に於ける生徒の仕事に關するもの。

(イ) 生徒は、書翰文を練習し、且つ他學校の生徒と交換通信をなすこと。

(ロ) 生徒は英語會、又は聖書研究會等に於けるが如く、努めて外國人と交際するを獎勵すること。

三、一般に關する事項。

(イ) 中學校に於て授けらるゝ學科の數を減じ、以て自習時間を増すに至るべきこと。

(ロ) 漢文は、第四學年頃迄は之を課せざること。

但し漢文の語句にして、國語の構成上必要なりと思惟せらるゝものは、之を教授するを妨げず。

(ハ) 英語教授の效果を一層全からしめんには、英語科に於て、教授事項の分量を減すべきこと。

(ニ) 高等の學校の入學試験者は、入學試験に合格するには、文法上困難なる術語の知識を必要とせざることの保證を與へられたきこと。

(ホ) 入學試験の程度、及び之に適應すべき方法に關しては、試験者は中等學校教員と商議せられたきこと。

(ヘ) 英語教授のため、時々歴史、地理等他の學科の力を籍ること。

(ト) 英國又は米國に於て出版せられたる教科書は、其特殊の外國的氣分に充てるを以て、日本にて出版せられたるものよりも之を可とすべきこと。

(チ) 日本人の教員をして、國語の完全なる知識を得しむるを督勵せられたきこと。

## 二十六 師範學校に於ける教育科、及實業に關する科目の教授をして、一層適切有效ならしむる方法如何

答申 教育科の教授を、一層適切有效ならしむる方法

一、教育科の教授は、一層理論的理解を深からしめ、教育上の見識を高め、且力めて實際と密接ならしむ。

二、教育科の各分科に於て、一層教材を整理し、且つ其程度を高むること。

三、心理學中、兒童研究に關する事項を一層多くすること。

四、教育の學科、及實習の時數を増加すること。

五、教育演習等の方法により、應用的研究を充分ならしむること。

六、師範學校教員をして、一層教育科の研鑽に留意し、各自擔當學科の教授上、能く其の原理を應用すると共に、其の教授法の教授を更に有效適切ならしむること。

七、師範學校教員をして、常に小學校教科書の研究、及附屬小學校、並に縣下小學校の參觀をなさしむる等の方法に依り、一層小學校教育の研究を深からしむること。

八、優良なる教育科擔任教員を養成すること。

### 實業に關する科目的教授を、一層適切有効ならしむる方法

一、實業に關する科目的、教授時數を增加すること。

二、實習實驗に要する設備を完成すること。

三、實業に關する科目的教授上、左の各項に注意すること。

イ、農業には共同實習の外、分擔實習を行はしむること。

ロ、地方產業の狀況に關する知識を與ふること。

ハ、生徒をして地方產業の調査を爲さしむること。

ニ、產業に關する實地視察をなさしむること。

四、師範學校卒業生を集め、實業に關する科目的講習、又は研究會を開き、其の學業の增進を圖ること。

五、實業科目的教授、殊に其の實習に堪能なる教員を養成すること。

六、師範學校に、實業補習學校の附設を獎勵すること。

二十七 高等小學校の教科目、及各學年の教授の程度毎週教授時數等に就き改正を施す必要なきか、若しありとせば其方法如何

## 答申

(四)高等小學校の教育は、尋常小學校の教育を延長すると共に、他日社會の實際に處して必要な準備教育を行ふにあり、是を以て成るべく兒童卒業後の目的に添はんことを期し、必要な教科目は十分に之を授くるを得しめん爲めに、他の教科目の教授時數を適當に減することを得しむるを以て改正の方針とす其要項左の如し。

## 一、教科目

大體現行規程の教科目にて可なるも、左の點を改正するを必要と認む。

1、商業中の英語を、分離し加設科目とすること。

2、兒童には、加設科目中の一科目以上を課することを得ること。

## 二、各學年の教授の程度。

現行規程通り。

## 三、毎週教授時數。

小學校長は、毎週教授時數の總計を、増減せざる範圍に於て、各教科目の毎週教授時數を、増減することを得と改むること。

## 二十八 小學校に於ける裁縫科の教授をして、一層實效あらしむる方法如何

## 答申

## 一、教師の方面

イ、教員をして、普通教育に於ける本科の位置を自覺せしめ、技術を研ぎ、教授法を工夫し、特に專科教員にありては、普通學科の修養を努め、以て一層有效なる成績を擧げんことに努力せしむること。

ロ、校長、視學、其他一般の教員が、能く本科の要領を理解し、本科教員を助けて、其の成績の上達を圖るべきこと。

ハ、女子師範學校に於て、本科に對する趣味と實力とを有する、教員の養成に努めしむること。

ニ、本科の教員は、裁縫に關する土地の習慣、又は流儀を熟知すること。

ホ、本科の教員の待遇を高むること。

## 二、教材の方面

イ、教材を精選して排列に注意し、反復練習に努むること。

ロ、土地の狀況を酌量し、本科をして一層實際的ならしむること。

## 三、教授の方面

イ、一學級の定員を四十名とし、是より多き場合は補助教員を用ふること。  
ロ、尋常小學校に於ては、成るべく複式編成を避くること。  
ハ、本科の教授は、兒童心身の發達に留意し、流派の末に拘泥すべからざること。  
ニ、本科の教授は、尋常科第三學年の後半期より始め、當學年中は毎週二時間宛課する可とす。  
ホ、本科の教授を啓發的にして、兒童の興味を喚起せしむる様、各様の機會を善用すること。  
ヘ、算術、理科、家事、手工、圖畫等、他の教科との連絡を圖り、本科教授時間を、其の本質的教授の爲めに有效に使用すること。

ト、適當なる教便物を工夫製作し、是が利用に努むること。  
チ、基礎的練習を、一層重要視すること。  
リ、衣服教授の當初より、漸次裁ち方に關する知識を與ふること。  
ヌ、裁縫用具の使用に熟達せしむること。  
ル、成績處理の方法を研究すること。

#### 四、設備の方面

設備を完全にすること。

#### 五、兒童用教科書に就て

- イ、國定裁縫教科書を編纂すること。  
但土地の状況により、使用せざることを得。
- ロ、教科書に記載すべき事項は、簡明を旨とし、啻に小學校に於て授くべき教材のみならず、通常の衣類の一般にも亘りて、兒童將來の便宜を計ること。

## 體育に關する部

### 一 中學校に於て獎勵すべき遊戯の種類如何

答申

一、中學校に於て獎勵すべき遊戯の撰定は、主として左の標準に依れり

一、體育的なるもの。

二、成るべく團體的なるもの。

三、主として戶外に行はるべきもの。

二、右の標準により撰定せし遊戯の種類左の如し

- |          |           |
|----------|-----------|
| 一、柔道     | 二、劍術      |
| 三、野球     | 四、庭球      |
| 五、フートボール | 六、徒步打球    |
| 七、綱引     | 八、諸種の競争   |
| 九、角力     | 十、諸種の器械運動 |

十一、遠足  
十二、雪擲げ雪滑り

十三、漕艇  
十四、水泳

備考

遊戯の文字は、不穩當なりと認むるを以て、正科以外の遊技の意味にて之を解釋せり。

本問は委員の調査報告を可決せり、即ち遊戯の種類如何に依りては、或地方には之を行ひ難きことあるべく、或は年齢に依りて取捨すべきものもあるべし、故に適當と認めたるものに付可成多數のものを撰定せり、而して單に行はれ易きものなるのみならず、經濟上費用の多からざるものを持げたり、而して本間に付ては柔道及擊劍は人生に必須なるものなれば、之を遊戯の種類に入るべきものにあらず遊戯以上のものなりとする少數委員說ありしも否決となりたり、其他遊戯には（一）娛樂となること。（二）體育の爲となること。（三）共同心養成の爲となることの三要素を含むものを、撰ぶべき主義を加へしと唱へたる說もありたり。

### 二 各學校間に行はるゝ聯合運動を禁止するの可否如何、若し之を否とせば聯合運動より生ずる弊害を防止する方法如何

答申

（一）各學校間に行はるゝ聯合運動は禁止するを否とし、之が弊害を防止する方法としては甲乙兩校生

(徒を混同し、又は平素豫め撰手等を定むることを止むるに在りとす。

### 三 各學校間に行はるる競技運動の利害、及び其弊害を防止する方法如何

答申

一、各學校間に於ける競技運動の利益。

(イ)一般生徒の體育獎勵となること。

(ロ)生徒の元氣を鼓舞すること。

(ハ)共同の精神を養成すること。

(ニ)團體に對する德義を養成する機會となること。

#### 一、同上の弊害。

(イ)競技に熱中するが爲め、往々學業を疎外すること。

(ロ)遠隔せる學校間に競技するに至れるを以て、徒に日子と金錢とを費すこと。

(ハ)選手優遇の結果、種々の弊害を釀すこと。

(ニ)勝敗に重きを置くが爲めに、公徳を傷害し而して紛擾の基となること。

(ホ)運動過激に失するより、往々選手をして疾病傷害を受けしひること。

(ヘ)運動が選手の專有となる傾あること。

#### 一、右弊害を防止する方法。

(イ)對外競技は、豫め學校長の許可を受くべきこと。

(ロ)對外競技を行ふには、必らず關係學校の職員に於て順序方法を協議し、競技の精神を失はざる

様監督すること。

(ハ)學力操行共に中等以上の生徒に非ざれば、對外競技の選手とせざること。

(ニ)競技は必らず課業を休止せざるの範圍に於て之を行はしむること。

(ホ)競技の爲め外泊を許さざること。

但特別の場合は此限りにあらず。

(ヘ)應援者の取締を嚴にすること。

(ト)慰勞會を催し又金錢物品を寄贈する等を禁すること。

(チ)平素運動時間を制限すること。

(リ)校醫をして選手となるべきものの身體検査を爲さしむること。

(ヌ)平時より他校と競技する爲め、特別に選手を定め置かざること。

(ル)優勝旗其他勝負の紀念となるべきものを廢すること。

四 師範學校生徒に體操科の一部として、擊劍を必修せしむるの可否如何

答申

一、體操科の一部として、剣道柔道の二若くは一を加へ、男生徒をして之を必修せしむるを可とす。

一、體操科の毎週教授時數を三時間以内増加せんことを要す。

五 中學校生徒の身體をして、一層強健に發達せしむる方法如何

答申

一、體操武藝を獎勵すべきは勿論、適當の運動を採用し、生徒をして之を行はしむること。

一、體育に必要な設備を完成すること。

一、體育の獎勵には、昔に體操教員のみならず、一般教員も之に當ること。

一、生徒をして規律的生活を爲さしむると同時に、衛生的思想を的確に有せしむること。

一、體育教員の養成を其の筋に求むること。

一、學校醫の制をして今一層有效ならしむること。

六 高等女學校及實科高等女學校の生徒に適當なる遊戯の種類如何

(大正三年高等女學校、實科高等女學校長會)

答申 比較的適當なりと認むる遊戯の種類左の如し。

- 一、遊動圓木。
- 二、鞦韆。
- 三、バスケットボール。
- 四、デッドラボール。
- 五、ピンポン。
- 六、ローンテニス。
- 七、行進遊戯。
- 八、羽子ツキ。
- 九、ち手玉。
- 十、鬼遊。
- 十一、氷上り。
- 十二、雪上り。
- 十三、センターボール。

- 十四、綱引。
- 十五、弓術。
- 十六、薙刀。
- 十七、迴轉塔。

## 學校設備に關する部

一 各中學校に於ては毎年若は隔年一回、學校一覽を作り、且之に學校に於て生徒教育上實驗したる事項の報告、又は校長、教員各自の研究の結果たる教育上又は學術上の意見少なくとも一篇を附載することの可否

答申 其趣意は可なれとも、法令を以て此の如きことを規定するの必要を認めず。

### 二 裁縫教室を疊式にすると椅子式にするとの利害

(明治三十五年全國中學校長會)

答申 疊式、椅子式の意義、及必要なる設備の最低程度を、左の如く假定す、疊式とは疊上に座して幅凡一尺三寸、長凡六尺、高膝を容るゝに足るべき二人用の机を用ふるものとす。

椅子式とは椅子に靠り、幅凡二尺五寸、長凡六尺、高相當なる二人の机を用ふるものとす。

兩式の利とする主要なるものは、概ね左の數點を出てざるが如し。

#### 疊式の利

一、家庭現時の習慣に適合すること。

二、廣き場所を要せざること。

三、材料、及用具の取扱に多少便利なること。

#### 椅子式の利

一、衛生上に利益あること。

二、管理、及教授上に便利なること。

三、教室出入の時間を節約し得ること

右列舉せる要點を比較し、其利害得失を案するに、疊式を利とする第一要點は、學校教育が動もすれば家庭の事情に背馳せんとする、輓近の弊風を矯正するに於て、一見甚有力なるに似たり、然れども疊式を用ひ僅少なる時間座業を課するによりて、此の弊風を矯正し得可しと豫想するは、恐らくは皮相の見たるを免れざるべし、假に一步を譲りて多少の效果ありとするも、教授上、管理上、衛生上、及時間節約の利益を擧げて、犠牲に供するに足るべき價値ありと認め難し、況や坐禮坐業の習慣を興ふることは、少くも裁縫教授の主要なる目的にあらざるをや。

試に更に數歩を譲りて管理上、教授上、衛生上、及時間節約の利益を棄つるも、尙家庭現時の習慣に適合せしむるを以て利ありと假定せば、是れ單に裁縫の一科目に止まらずして、總て現時の椅子式を排斥し、疊式を主張するも、理論上敢て否定すること能はざるに至る、是れ恐らくは何人も首肯する

こと能はざるべし。

第二要點は經濟上一の長所たるを失はずと雖も、試に數年に亘りて計算せば、其の修繕に要する費用の損失は、恐らくは其利と相殺するに足るものあるべし。

第三要點は多少の利として否定し難しと雖も、兩者の利害を判定するに足るべき有力なる理由とは認め難し。

翻て椅子式の利とする要點を考ふるに、疊式に比して大に優るものあるは否定し難き事實なるのみならず、何れも教育上留意すべき最も緊要の事項に屬す、只家庭現時の習慣換言すれば、坐禮坐業の習慣に適合せざることは本式の疊式に及ばざる主要の點なりと雖も、是れ必ずしも裁縫科に就きてのみ舉くべき缺點とは謂ふべからず、前記の理由により椅子式を利ありと決定す。

### 三 中學校の施設をして一層經濟的ならしむる方法如何

#### 答申

一、一學校の生徒定員を増加すること。

二、經費使用上、學校長に委任權限を擴張すること。

三、經費使用上に付て一層の注意を加ふること。

## 四 中學校寄宿舎の最良なる施設方法如何

答申

(明治四十五年全國中學校長會)

- 一、組織は小寄宿舎制を探り、各舍收容人員は凡三十名とす。
- 二、各寄宿舎には舍監住宅を設くるを可とす。
- 三、室の構造は一室凡六坪、各室定員約四名とす。
- 四、位置は學校附近の地を選び、各舍多少の距離あるを要す。
- 五、各舍には應接室、病室、娛樂室、及庭園を附設すべし。

## 學校衛生に關する部

### 一 學校に於ける「トラホーム」豫防上適切なる方法如何

答申

(大正三年全國聯合學校衛生會議會)

#### (一)眼衛生思想の喚起。

- (イ)兒童に眼衛生に關する、必要なる知識を與ふること。
- (ロ)保護者に、眼衛生思想を喚起せしむる方法を講すること。

#### (二)豫備治療。

- (イ)就學年齢に達する一年前に於て、市町村をして豫備検査を行ひ、「トラホーム」の治療をなさしむること。
- (四)平時の注意。

#### (三)校舎の改良。

- (イ)手洗鉢を廢し、龍吐口の裝置あるものゝ設備をなすこと。
- (ロ)換氣採光、其他學校醫に於て不適當と認めたる場所の改築修繕。

學校衛生に關する部

(イ)児童に對し、毎學期壹回以上眼検査をなすこと。

(ロ)児童入學の際、眼検査を特に注意すること。

(ハ)児童の衣服、身體、殊に手指の清潔を保たしむること。

(ニ)児童各自に手拭、又は手巾を、常に携帶せしむること。

(五)發病者の處置。

(イ)學校に於て「トラホーム」に罹りたる児童を發見したる時は、児童の家庭に通知し、治療をなさしむること。

(ロ)眼分泌物ある時、若くは重症者にして、傳染の恐れある時期は登校を禁すること。

(ハ)「トラホーム」に罹り、登校停止中の者、再び登校に際しては校醫の診斷を経て、其可否を決すること。

(六)病兒の治療。

(イ)市町村をして學童を無料にて治療する方法を講ぜしむること。

(ロ)無料治療は之を強制せず、保護者の依頼、又は承諾を経ること。

(七)病兒の取扱。

(イ)教室内の坐席を區別すること。

(ロ)整列の際は別列とし、周圍に適當の間隔を置くこと。

(ハ)携帶品の置場を區別すること。

(ニ)共用道具の混用を嚴禁すること。

(ホ)物品の貸借を禁すること。

(ヘ)浴室の設備ある學校にては、手拭は自用のものとし、洗桶も區別すること。

(ト)便所を區別すること。

(チ)手洗器を區別し、每時間手を洗はしむること。

(リ)連手遊戯を禁ずること。

(ヌ)級長、及び當番等の諸勤務を免除すること。

(ル)成績物の取扱を區別すること。

(八)消毒。

(イ)校具、又は戸障子、手摺等、病菌汚染の處あるものは、毎日消毒的清拭を行ふこと。

## 二 教員の肺結核豫防に適切なる方法如何

答申

學校衛生に關する部

- (一) 教員の身體検査に關する規定を設くること。
- (二) 學校設備上、石炭酸を加へたる痰壺を増置すること。
- (三) 師範學校、及教員教員養成所の入學試験には、嚴密なる體格検査を施行するは勿論、或期間中健康狀態を觀察するの目的を以て、假入學をなさしむること。
- (四) 教員、及教員となるべきものには、衛生學的、及細菌學的知識の大要を知得せしむるの目的を以て、校醫は便宜適當なる講演をなすこと。
- (五) 教員は其家族若くは同居人に結核患者ある際は、其豫防に關し校醫と協議せしむること。
- (六) 教員殊に小學校教員に對しては、待遇の向上を計ること。
- (七) 教員にして病氣缺席一週間以上に及ぶものゝ診斷書は、校醫の檢閱を受けること。
- (八) 教員の病氣缺席二週間以上に亘り、再び登校するに際しては、校醫の診斷を受くること。
- (九) 校醫は毎學期教員の健康診斷を行ひ、尙必要と認むる時は、任意隨時に健康診斷をなすこと。
- (十) 教員の採用に際しては、當核校醫をして身體検査をなさしむること。
- (十一) 教員に對する結核診斷は、臨床診斷と共に必要な場合には、咯痰検査、及ビルケー氏反應試験を應用すべし。
- (十二) 既に結核に罹りたる教員に對しては休職せしむるは勿論、復職の場合には、當局者は當該校醫の意見を徵すること。

### 三 小學校に於ける百日咳、麻疹、實布的里亞等（明治三十一年文部省令第二號 第一條第一類乙）の豫防に對する適切なる方法如何

答申

（大正四年京都市教育會主催全國教育大會）

- 一、職員生徒病氣缺席の時は、病名を届出しつること。
- 一、傳染病症候の要領を、各教員に熟知せしめ、疾病の發見に便すること。
- 一、職員生徒の家族に、傳染病を發見したる時は、當局者は必ず當該學校長に通牒すべきこと。
- 一、傳染病流行の徵あるときは、學校醫の學校視察を頻回ならしむること。
- 一、學校長傳染病の疑あるものを發見したるときは、直に學校醫に諮り、適當の處置をなすこと。
- 一、學校醫、學校長より傳染病發生の通告を受けたるときは、學校醫職務規程第六條を厲行すること
- 一、傳染病患者治癒後、登校せるときは、學校醫の診斷を受けしむること。

### 四 小學校兒童の衛生思想を養ふに、最も適切なる方法如何

答申

（大正五年東京府教育會主催關東聯合教育會）

## (一) 教授方面。

(1) 國民體力が、國家富強の原動力たるべきことを知らしめ、大に衛生を重んずる意氣を涵養すること。

(2) 現行小學校の教材中、生理衛生に關する事項に付、特に注意を加へ、且つ適宜に敷衍、補足して之を教授すること。

(3) 幻燈、繪畫、標本等に依り、講演を行ひ、以て衛生思想を高むること。

(4) 生理衛生病理に關する標本、繪畫等を陳列して、之を兒童に觀察せしむること。

(5) 時に公衆衛生の尊重すべきことを知らしむること。

## (二) 實行方面。

(1) 本邦古來の武術的體操を獎勵して、大に心身の鍛錬を謀ること。

(2) 學校體操、並に各種の運動遊技を鼓吹し、以て心身を鍛磨すること。

(3) 可成多く遠足、登山、水泳、其他剛健忍耐の志氣を養ふべき行動をなさしむること。

(4) 學校消毒法、清潔法等に注意せしめ、教師自ら實踐躬行し、且つ適宜に兒童に之を課すること。

(5) 飲食、起居、動作等に關し、衛生上適切なる行動を執らしむること。

## (三) 設備方面。

(1) 校舎、校具、並に運動場の改善を謀ること。

(2) 運動遊戯等の器具を、改善新設すること。

(3) 衛生上の設備を完備すること。

## (四) 雜件。

(1) 教師自ら體育を重んじて、積極消極の二方面より、躬行實踐して兒童に範を示すこと。

(2) 學校醫の職務規程を改め、其の待遇を高め、兒童衛生に盡力せしむること。

(3) 學事關係者をして、學校衛生に關する事項に注意せしむること。

(4) 家庭をして兒童衛生に留意せしむること。

## 五 各地方に於て學校衛生上、現下必要と認めらるゝ事項如何

## 答申

## 甲、文部省に對するもの

一、専ら學校衛生の研究を爲すべき機關を設置せられたきこと。

二、學校衛生思想の普及向上を圖らんが爲めに、巡回講演の開催、及參考資料の配付に努められたきこと。

三、現行、學校衛生法規は、時勢の進運に鑑み改正する事項渺からざるも、就中左記事項は、最も急を要するものと認む。

(イ) 現行師範學校規程に改正を加へ、衛生に關する事項は是を獨立の一科目とし、成るべく醫師をして擔任せしめられなきこと。

(ロ) 明治三十一年勅令第二號に改正を加へ、私立學校、及幼稚園にも、學校醫を設置するの途を開き、且つ同令中第一條第二項を削除せられたきこと。

四、教員の身體検査に關する法令を發布せられたきこと。

乙、地方廳に對するもの

一、學校醫教員等をして、體育、及教授衛生の實際を、一層善導せしむること。

二、學、教員等に、衛生的知識を一層普及向上せしむること。

三、學校醫の待遇を更に向上去せしむること。

四、身體検査の統一を圖ること。

五、學校衛生の徹底を期せしむる爲め、學校醫、教員其他の教育關係者、並保護者間の聯絡を、一層緊密ならしむること。

六、視學官、及視學の學校視察時に、學校衛生の情況を、一層能く調査する様取計ること。

七、府縣學校醫會、學校衛生會等、學校衛生上の會合を、成るべく多く開催すること。

## 六 生徒兒童身體検査（入學時及在學中）の統一を圖るに適當なる方法如何

答申

一、入學時の身體検査

(一) 師範學校

一、男女師範學校、及教員養成を目的とする學校の入學志望者の身體検査は、左の項目につきて施行すること。

八、身長 二、體量 三、胸圍 四、脊柱 五、體格 六、眼疾 七、視力 八、辨色力、九、耳疾 十、聽力 十一、其他の疾病。

二、検査の方法、及標準は明治三十三年、文部省令第四號、學生生徒、及幼兒身體検査規程、第五條に準據すること。

三、左記各項の一に該當するものは、入學せしめざる可とす。

一、明治三十三年、文部省令第四號、學生生徒身體検査規程、第五條第一項第七號の體格薄弱に屬するもの。

- 二、精神機能に障害あるもの。
- 三、頑固にしての急治の見込なき「トラホーム」。
- 四、「レンズ」を以て兩眼視力〇・五迄矯正し能はざる、視力障害を有するもの。
- 五、聽官、又は言語の障害著しきもの。
- 六、高度の色神障害を有するもの。
- 七、高度の脊柱彎屈、及著しき畸形を有するもの。
- 八、肺結核、及其の他の結核性疾患を有するもの。
- 七、心臓瓣膜病を患ふるもの、但し軽きものは此限にあらず。
- 十、悪性腫瘍、腎臓炎、糖尿病、重症貧血を患ふるもの。
- 十一、花柳病、重症「ヘルニア」を有するもの。
- 十二、其他修學上に妨ある疾病に罹り、急治の見込なき者、又は他に感染の虞ある疾病を患ふるもの。

#### (二) 各種中學校

左記各項の一に該當する者は、入學せしめざるを可とす。

一、傳染性疾患、例へば傳染の虞ある結核性疾患、恢復の見込なき視力障害を有する、重症「トラホーム」及癪病等。

二、體質薄弱なる者、若くは持久性疾患有し、修學に堪へぬと認めたるもの。

三、特種の學校にありては、其の修學上に妨ある缺陷を有するもの。

#### (三) 小學校

小學校兒童入學時の身體検査に際しては、左の事項に就て注意するものとす。

一、簡単なる既往症。

二、就學猶豫、又は就學免除に該當する、缺陷を有せざるや否や。

三、其他左記各項に注意するものとす。

(イ) 口鼻咽喉 (ロ) 言語 (ハ) 精神、及神經系統 (ニ) 畸形、及四肢障碍 (ホ) 胸部臟器 (殊に心、肺) (ヘ) 腹部臟器(殆に「ヘルニア」) (ト) 全身病(殊に腺病貧血等) (チ) 傳染性疾患 (リ) 其他。

(参考) 就學猶豫 發育不完全、及病弱兒童。

就學免除 癡癆、白痴、及不具廢疾。

#### 希望附記

兒童入學時の身體検査は、成るべく其入學に先ちて、早く施行するを可とす。

## 二、在學中の身體検査

一、學生、生徒、兒童身體検査は、同規程第五條各號、及明治三十四年三月、文部省通牒等に準據すること。

(二) 乳房の判定には、兒童生徒の生年月を考慮するなど

(三) 試視力表は、萬國式試視力表を用ゆること。

(四) 齒の数には、乳歯の離歯も算入すること、缺損の完全に充填せるものを算入せざること。

一、疾病の検査は、左の順序により自

の發見に勉むること。

## (五) 腹部臓器(殊に「ヘルニア」)

一時間に検査を施行する生徒兒童の數は、身

四、度量衡器は、其の都度其の正確なるや否やに注意すること。

THE JOURNAL OF CLIMATE

上  
被員其他の者をして 檢査の補助

ハ、屢々學校醫の會合を催し、身體検査方法の統一を計ること。

## 通俗教育に關する部

### 一 通俗教育に關し其地方に於て施設せる状況如何

答申

◎滋賀縣教育會代議員

通俗教育に關しては、何れも苦心せる所にして、目下實施せる事項中主なるもの左の如し。

1、縣、郡、市若くは町村の教育會主催となり、通俗教育談話會なるものを開設し、名士若くは教育家等を招聘し、教育上の講話をなすもの多し。

・但時々幻燈器を利用するものあり。

2、毎年數回父兄懇談會を開設し、(イ)實地授業 (ロ)理科實驗 (ハ)兒童學業練習 (ニ)成績品等を觀覽せしめ、一面家庭教育上参考となるべき講話をなすこと、又往々大字に出張して此種の會を開けるものあり。

3、縣内二十四の公私立圖書館あり、又別に小學校附屬の小文庫ありて、縦覽若くは貸し出しをなし、以て教育の向上を謀れり、中には寺院床屋等に書物を貸與して一般の縦覽を勧むるものあり、又往々學校より特に圖書を青年會に貸與して、讀書を獎勵せるものあり。

4、前項圖書館中二三のものは、特に時々講演會を開設せり。

5、學校新聞なるものを騰寫版に付し、之を家庭に配布して、通俗教育の普及向上を企てるものあり

6、青年會、處女會、同窓會に於て、講話會を開けるもの多し。

7、特種部落の改善を目的とし、僧侶、教育家等出張して、毎月日を定めて講話をなせるものあり。

8、小學校教員にして、正課時間外に、特種部落に出張し、子守其他の不就學兒童、若くは一般男女を寺院、又は路傍に集めて教授、及講話等をなせるものあり。

◎弘前教育會

一、業務の繁閑、日時の長短を斟酌し、最も人民の集會に便なる時に於て左の件を舉行す。

一、通俗講談會。

二、教育品展覽會。

三、幻燈會。

◎私立石川縣教育會代議員

每田周次郎

一、各郡市の教育會、或は各市町村の學事關係者の團體に於て、講話會を起し、通俗教育に關する講話をなす、其際に幻燈を使用し、又は理科の實驗等をなすものあり。

二、衛生會、又は農會等と聯合して、通俗教育に關する講話會を開催するものあり。

◎ 静岡市教育會代議員

和田榮橋  
眞柴吾佑

一、教育會の開催にて、毎月一回毎區に於て、幻燈、蓄音機等を利用して通俗講話をなし、或は各青年會と聯絡して、講話會を開く。

一、教育會附設事業として、講話財團なるものを設け、毎月一回東京より名士を招聘し、通俗學術講話會を開催し、尙通俗圖書館を設けて一般の縱覽に供し、市民教育の向上を計れり。

◎ 紀伊教育會

一、各地方に青年會を開設し、現に縣内に於て其數四百三十七に對し、何れも定日、或は臨時に集會して講學、又は種々の作業をなす。

二、學校、又は青年會に於て、通俗講話會を開く。

三、學校、又は青年會の文庫を開放して、一般人民に閲讀せしむ。

四、特殊部落には矯風會なるものを設置し、家長は悉く其會員となり、向學心の發揮と風紀、衛生の改善に努む。

五、縣立圖書館には、圖書貸出規程を設け、圖書の帶出借覽を許し、猶近く巡回文庫の規程を設けんとす。

六、教育會本部、支部に於て、毎年夏期休暇、其他適當なる時機を利用し、講習會を開催す。

◎ 山梨縣教育會代議員

山本宗太郎  
長坂勘三郎  
北原爲十郎

一、山梨教育會に於ては、巡回書庫を設け、通俗圖書を購入して、之に充て各郡に回覽せしむ。

二、山梨教育會に於ては、毎年夏季に於て水泳場を設け、一般に解放して無料練習せしめ、山國の民をして水泳を教へ、水に親しましむ、尙各郡支會に補助し、各郡に於ても之を行はしむ。

三、各郡教育會の事業として、年數回適宜の個所に於て、通俗講話會を開き、講演に理器械の實驗をなし、或は幻燈を使用し蓄音機を聞かしむる等のことをなす。

四、青年會の指導。

通俗教育に関する部

四六〇

郡青年大會を、年に一二回開き、通俗講話をなす。

各町村各部落に、青年會を設け、各種の事業をなす。

之等の青年會は、小學校教員主に之が指導の任に當り、殊に青年會開會の機を利用して、青年の製作品陳列をなし、一般に縦覧せしめ、以て獎勵をなす等大に力を致せり。

五、各町村各部落には、婦人會、耆老會、母の會等諸種の會を設け、或は講話をなし、或は作法、裁縫の講習を開き、或は娛樂の中に利益を得る諸種の施設をなす、之等も亦小學教員其主動者となり、誘掖指導を務む。

◎兵庫縣教育會代議員

◎神戸市教育會代議員

田 村 龍 太 郎  
杉 浦 芳 三 郎

井 上 匡  
上

通俗教育講談會を開催す。

青年會を組織すること三千、舉行事業左の如し。

農業試作。

夜學。

巡回文庫。

貯金。

講演。

新聞雜誌閲覽。

體育。

旅行視察。

◎徳島縣教育會代議員

鹿 島 清 治

從來本縣に於て施設せる主なる事項

(一)圖書館設立の獎勵。

(二)通俗講話會の實施。

(三)特殊部落の改善。

(四)社會教育調査會の組織。

義太夫の改良

通俗教育に関する部

四六一

- (五)青年會設立の獎勵。
- (六)婦人會設立の獎勵。
- (七)夜學會の實施。
- (八)父兄會、母姊會、兒童學藝會。
- (九)兒童成績品展覽會の實施。
- (十)青年の讀物に關する取締注意。

#### (一)圖書館記立の獎勵

圖書館は縣に於て獎勵の結果、公立、私立何れも漸次其數を増しつゝあり、購入圖書の選擇に關しては、特に注意を加へて、知徳の修養上最有益なるものを備へしめつゝあり。

德島縣教育會、附屬圖書館は、特に近時發展の趨勢を示し、通俗教育の上に最も良好なる影響を與へつゝありて、殊に巡回文庫を設けて以來、郡村の讀者にも多大の裨益を與へつゝあり、其沿革及び現況左の如し。

##### 德島縣教育會附屬圖書館

明治三十七年本會附屬事業として、當市寺島町に圖書閱覽所を開設し、越えて四十三年に至り事業を擴張し、當市德島町二百五十五番地に移轉して、本會附屬圖書館と改稱し、新刊圖書を購入して、四

月三日より一般無料の閲覽を許可したりしが、同年八月當地の奇特者、醫學博士吉川市次郎氏より、金貳千五百圓、及び後藤遞信大臣本縣巡視の際、金五十圓大阪朝日新聞社壹萬號發刊紀念として金百圓の寄附を得、内壹千圓を建築基金として保管し、殘額全部を以て圖書を購入し、總數「三、七一八部」、「五、一二八冊」に達し、茲に面目を一新して大に世人の注意を喚起し、四十三年度の閱覽人員二〇、七四一人、一日平均六十二人餘の成績を得たり、尙通俗的圖書を以て三十三個の巡回文庫を調製し、縣下各郡教育會に貸付し、普く各町村に巡覽せしめ、阿波間航海の汽船備付として、圖書百冊を阿波共同汽船會社へ貸與し、一般船客の歡迎を受けつゝあり。

#### (二)通俗講談會

德島縣教育會の事業として、明治四十三年五月より實行し來れり、講師は縣官並に中等學校教員にして、各郡市共二回宛開會好成績を收めつゝあり。

#### (三)特殊部落の改善

特殊部落改善の方法として、時々講話を開き、風俗習慣の改良を説き、浴場の設置、其他一般清潔上衛生上に關し、改善を獎勵したる結果、漸次從來の風を改めつゝあり。

特に女子に對して、裁縫講習の必要を認め、小學校教員が部落に出張教授をなしつゝあるもの少なからず、其の部落に於ては、農閑の際には六十五六名の出席者あり、尤も該裁縫講習會に於ては單に裁

縫の教授をなすのみならず、教育勅語の御趣旨を理解せしめ、文字を數へ計算の方法をも授けて、好學心を惹起せんと努めつゝあり。

講習員中には、三十歳以上の者珍しからず。

#### (四) 社會教育會調査會の組織

##### 義太夫改良

徳島縣教育會に、社會教育調查委員會を設け、社會教育に關する事項、及其施行方法を審議攻究する事とし、第一着に義太夫の改良に關し攻究を重ねつゝあり、抑々阿波義太夫の名聲は天下に冠なるものにして、義太夫が武士道の鼓吹國民道德の維持上至大の效果ありし事は疑の存せざる所にして、唯一面に於て淫靡の風を助長したる等風教上惡影響を與へたることも少なからず、故に之を改良する必要を認めたるものなり。

社會教育調查委員會規則は左の如し。

##### 社會教育調查委員會規則

第一條 本會に社會教育調查委員會を設け、社會教育に關する事項、及其施行方法を審議攻究す。

第二條 委員會は委員長、及當任委員臨時委員若干名を以て、之を組織す。

第三條 委員長、及委員は本會々員中、及學識經驗ある會員外の人には就き、會長之を囑託す。

第四條 委員長は會務を整理し、會議の議長となり、調查の結果を本會々長に報告す。

委員長事故ある時は、本會々長の指名したる委員、其職務を代理す。

第五條 委員會は毎月一回之を開會す。

但必要に應じ臨時開會す。

第六條 委員會に書記を置き、會長之を囑託す。

書記は委員長の指揮を受け、庶務に從事す。

##### (五) 青年會設立の獎勵

縣に於て、青年會の設立を獎勵の結果、今や其數三百三十會員數九萬二千百四十六に達したり、其成績の主なるものを列舉すれば、

(1) 夜學會を起して、補習學校教育を盛ならしめしこと。

(2) 里道の改修に盡力し、兒童通學の便を圖り、小學校教師を助て、就學出席の歩合を高めたるものあること。

(3) 共同試作地を設け、又は學林の増殖に努むる等、何れも實業の改良を促すと共に、公共の精神、並に共同一致の習慣を養成するに至りしこと。

(4) 従來若衆なる團體の種々弊風を改むるに至りしこと。

##### 通俗教育に關する部

等なりとす、縣に於ては將來益青年をして勤勉質朴の美風を保たしむると共に、種々の弊の生ぜざる様注意を加へ居れる結果、今日迄青年團體に弊害を生したるものを見かず。

#### (六)婦人會

一般の社會を改良進歩せしむるには、特に婦人の智識道徳を進めざるべからず、婦人會の設立を獎勵するは、則ち右の目的を達せんとするに外ならず、今や本縣は日を追ふて、各郡市町村とも漸次婦人會の設立を見るに至りしは喜ぶべき現象なり、而して從來婦人會に出席して講和の任に當りし者は、縣官女子師範學校教員、高等女學校教員、小學校教員等とす。

#### (七)夜學會

縣に於て先年來獎勵の結果、縣下の小學校數三百四十一校の中、夜學を實施せる學校數二百三十四校にして、夜學會に出席せる青年は七千八百七十人なり、補習教育の爲め、縣に於ては將來益々獎勵の方針なり。

#### (八)父兄會母姊會兒童學藝會

近時何れも兒童成績品展覽會、小學校に於ても行はるゝに至れり、家庭との連絡上、最も利益あるのみならず、一般の好學心を惹起しつゝあるは、疑の存せざる所なりとす。

#### (九)青年會の讀物に關する注意

志向の定まらざる青年が、讀物の如何によりて思想上品性上に至大の影響を及ぼすべきは明なるを以て、縣に於ては豫て此點に留意せられ、各圖書館の藏書に就き調査せられ、危險なる思想を傳播するの虞あるもの、又は風俗を壞亂する虞あるものを除かしめ、精神の修養上、實業に關する智識の收得上等、極めて有益にして、一般人の理解し易きものを選擇せしめつゝあり。

#### ◎秋田縣教育會代議員

佐藤駒吉

#### イ、通俗簡易文庫設立の普及。

此等の目的に適すべき書籍を、隨時選定して購入者の便を圖くこと。

#### ロ、讀書會の設立。

會員をして、或期間内に購讀したる書籍中の事項を講演せしむる方法をとる。

#### ハ、學校兒童の學藝と合せて、通俗講演會を開くこと。

此場合には理科に關する實驗等をもなす。

#### ニ、幻燈會開催の普及。

通俗教育普及の方法としては、幻燈活動寫真等を巧に利用すること、最も妙を得たるものなるを信す。

(一) 幻燈の實用的なるものゝ販賣。

(二) 映畫等も最も趣味實益あるものを、可成廉價にて販賣せしむる方法を取ること。  
ホ、一般常識養成に關する、趣味、實益ある小冊子の出版。

ヘ、講演者の資材となるべき書籍の出版。

### ◎三重縣教育會

#### 一、夜學會

(イ) 青年會の設立は、殆んど各市町村に遍く、何れも農閑時若くは適當の機會に於て、夜學會を開き補習教育を行へり。

(ロ) 特に前項の外、壯丁の爲めに、一ヶ月乃至三ヶ月間、入營準備教育を行ふもの多し。

#### (二) 講話會

(イ) 各學校、及各町村教育會、農會、斯民會等の事業として、一般人民を集め風教、勸業、自治、衛生、教育等に關する講話會を開けり。

(ロ) 其他戸主會、青年會、處女會、母姊會、耆老會、學童父兄會等の會員を集め、聽衆に對する特殊の講話をなし、常識の修養を努めつゝあり。

#### 三、讀書趣味の養成

(イ) 郡市町村、及其教育會に於て通俗圖書館、若くは巡回文庫を設け、其利用擴充を圖れり。

(ロ) 學校備付の圖書器械標本等を縦覽せしめ、智識、趣味の擴充を圖れり。

#### 四、學藝會、展覽會、及品評會

(イ) 各學校に於て學藝會、及教育品展覽會を開き、公衆の縦覽傍聴を許し、教育趣味の助長を圖れり  
(ロ) 校下物產品評會を開き、勸業上の智識の養成を圖れるもの多し。

#### 五、印刷物の配布

機會に應じ、各市町村、及學校に於て其都度必要な事項を印刷し各戸に配布しつゝあり。

#### 六、勅語 詔書奉讀會

機會に應じ、一般公衆を集め、教育勅語戊申詔書の奉讀會を開き之に關する講話を行へり。

#### 七、音樂會

郡市教育會、及學校等に於て、音樂會を開き、職員生徒の講話を挿み、教育的趣味を養成しつゝあり。

#### 八、幻燈活動寫真、蓄音機等の利用

#### 九、講話、浪速節、琵琶等の利用

#### 十、俱樂部の設置

各青年團體に於て俱樂部を設け、新聞、雑誌、通俗圖書、若しくは有益無害なる遊戯の具を備付けしたるもの多し。

### ◎上野教育會代議員

下 平 末 藏

群馬縣下に於て行はるゝものを擧ぐれば左の如也。

(一)通俗講談會

(二)卒業生同窓會 同 上

(三)父兄母姊會 同 上

(四)生徒學藝(發表)會

(五)教育品展覽會 同 上

(六)青年會

(七)婦人會 同 上

(八)戶主會 同 上

(九)少女會 同 上

(一〇)耆老會 同 上

其筋の表彰を受けたるものもあり

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

羽田師範學校長の鼓吹により數年來勃興せり  
神山知事發起し全縣下に會員を有す

- (二六)俳句會、和歌會  
(二七)斷酒會（又は禁酒會）  
(二八)禁煙會  
(二九)矯風會  
(三〇)慈善會  
(三一)善行者表彰  
(三二)冠婚葬祭申合規約  
(三三)勤儉貯蓄組合  
(三四)納稅貯金組合  
(三五)町村是の設定及實行  
(三六)五人組設立  
(三七)共同苗代  
(三八)模範試作  
(三九)共同試作  
(四十)苗代品評會
- (四一)立毛品評會  
(四二)產業組合  
(四三)無盡講  
(四四)神佛參詣講 參宮講、成田講、三十三社講、榛名講等枚舉に遑あらず神佛尊崇の念を養ひ且つ智見を廣むるの效あり平素貯金して其費に充つ。  
(四五)武道會  
(四六)謡曲會  
(四七)社交俱樂部  
(四八)軍談物語本類輪讀等
- 右の内、全縣下一般に行はるゝものと、若干地方にのみ行はるゝものとあり。  
又產業經濟に關する施設の如きものも、兼て智德の啓發に裨益あるものは之を擧げたり。
- ◎神奈川縣教育會
- (1)教育家、神職、僧侶、町村吏員、警察官吏合同の講話會。  
(2)青年會等に於て、補習夜學會。  
(3)青年會に於ける公共事業の獎勵（道路堤防等の修理）

- (4) 戸主會、母姉會、耆老會等の開催。  
 (5) 各種團體に於ける善行者の表彰。  
 (6) 巡回文庫  
 (7) 幻燈會。

## ◎香川縣教育會代議員

三好今三郎  
山川波次

- 一學校、又は學校職員が中心となりて設置せるもの  
 イ、地方の住民に教育勅語、及戊申詔書御趣旨の普及を目的とする諸種の團體。  
 ロ、青年の補習教育、及風紀の改善を目的とする青年會。  
 ハ、女子の補習教育、及風紀の改善を目的とする處女會。

## 二、簡易圖書館。

- 一教育會が中心となりて設置せるもの  
 イ、通俗教育講談會。  
 ロ、圖書館及巡回文庫。

## ◎鹿兒島教育會代議員

- 1、縣教育會活動寫真。  
 2、花田仲之助氏主宰の報德會。  
 3、婦人會、青年團體、諸小組合等に、學校職員、其他主なる人、講話をなし、教育勅語、戊申詔書の趣旨貫徹を計り、其他通俗の講話を行ふ。

## 鹿兒島教育會活動寫真

創設 明治三十八年五月

購入フィルム 約壹萬千貳百尺

右種類は、眞面目なる實寫物を主とし、滑稽畫、喜劇、悲劇等の作物は僅に之を混用せり、試に其種類を擧ぐれば。

日露戰爭、及關係畫、内外風景、及外國風俗、農業工業運動會、動物園等にして、滑稽畫、及喜劇、悲劇は最も選擇に注意し、教育的意義を有せざるものは、假令餘興としても映寫することを避く。資本金 約參千五百圓を投じたるが、内千圓は赤星鐵馬氏の寄附に係れり。

開會日數、及方法。

會場は小學校を普通とし、可成室外にて開會し、時間は三時間を限りとす、使用者は幹事一名、書

## 通俗教育に關する部

記一名、開會地は縣下各郡市に亘り、回數既に四百二十二回に達せり、内譯左の如し。

明治三十八年度	一二九回
同三十九年度	六八回
同四十年度	七七回
同四十一年度	六五回
同四十二年度	三〇回
同四十三年度	五三回

效果、觀覽したるもの少なくとも四十萬人、爲に文明の新知識を普及せしめしたこと(一)學校と家庭とを、一層親密ならしめしこと(二)不健全なる營業活動寫眞の興行を、節制し得たこと(三)戰役中は敵愾心を喚起したこと(四)戰爭後は勤儉力行の必要なるを知らしめしこと等を效果の主なるものとす。

◎千葉縣教育會代議員

佐倉中學校長 山内佐太郎

(一)本校内に、修養講演會を開くこと。

(二)毎年一回本校に於て、父兄母姉大會を開くこと。

(三)毎年一回本校に於て、寄宿生徒父兄母姉會を開くこと。

(四)毎年一回本校に於て、卒業生父兄母姉會を開くこと。

(五)縣下各郡町村青年會、其他公會に於て希望あるときは成るべく差繰り、通俗講演の爲めに出張すること。

◎福岡縣教育會代議員

村山咸一郎

徳田信矣

- (1)各郡市教育會に於ては、通俗講演會を開設し、社會教化に資せるもの多し。
- (2)男女師範學校を始とし、小學校に於ても、通俗講演會を開催せるもの少からず。
- (3)町村に於て戸主會を組織し、名士の講演、幻燈の説明、其他諸般の事業をなせるものあり。
- (4)町村青年會、郡青年會、婦人會、耆老會等、到る所に組織せられ、社會改良に關する諸般の施設、經營に務むるに至れり。
- (5)信用組合各地に起り、報德社の趣旨により、道徳實踐に關する經營をなせるものあり。
- (6)町村文庫、圖書閱覽所を開設し、智識の開發に資するものあり。
- (7)九州帝國大學は、時々通俗講演會を開催せられつゝあり。

## ◎福井縣教育會代議員

岡 見 卯 太 郎

一、郡市町村教育會にて、通俗講談會を開催し、講師は縣官、縣立學校教員、縣教育會役員等、大抵出席せられつゝあり。

二、縣教育會にて、特に大講演會を開催す。

三、地方一部有志者會合し、學問の普及、風俗矯正等の目的を以て、私費にて巡回講話を行なすものあり、會名を新々會と稱す。

四、宗教家にて戊申詔書の御趣旨普及の爲め、團體布教をなしたことあり。(本派本願寺)

五、郡市町村にて、青年會の設立統一を促し、夜學を催し、風紀の改善、學業の補習、勤勉力行等を講じ、且實行しつゝあり。

六、圖書閱覽所、巡回文庫等を起し、通俗的の讀書を奨めつゝあり。

七、軍人會の創立も亦社會教育に對して有效なりと認めらる。

## ◎私立鳥取縣教育會代議員

三 橋 豊 藏

本間は青年會、處女會、尙齒會、同窓會、父兄母姊會等に關する以外の社會一般の教育的施設と解し

左に其要項を擧ぐ。

## 一、通俗講話會

會の數 縣下通して八十二。

開設度數 各會共、毎年四回以上(或ハ毎月一回ノモアリ或ハ隔月一回)  
(ノモアリ四回ヨリ少ナキモノナシ)

主催者 各小學校、教育研究組合會、町村吏員之れが主催者となり、神官、僧侶、警察官、其他有志者。

事業 名士の講話、演舌。

會員(主催者側)の演説。

講談、琵琶歌等。

來會者 一般人民(普通婦人とか、老人とか、父兄側とかに區分する方、集りもよく又效果大なり

## 二、通俗幻燈會

主催者 前記と同様。

事項 修身(二宮金次郎、勅語、詔書の趣旨徹底を計るもの)實業、趣味、戰役等の映畫、幻燈講演を兼行すること多し。

機械は各教育研究組合會に所有せり(教育研究組合會には、隣接せる數校の教員、組合、教育上

の研究をなすもの、一縣に七八より十五六組合を有す、縣下通じて然り。)

### 三、通俗巡回文庫

本年度は、未だ端緒にして振はず、記載する程の事なしと雖も、將來の大發展を期す。

#### ◎福島縣教育會代議員

荒	井	溫
原	藤	愛
坂	平	治

1、其地方の休日、若は夜間に於て、幻燈を以て教育、勸業、衛生其他に關する講話をなす。

2、活動寫真によりて種々の知見を擴めしめ、且其間に於て諸種の講話をなす。

3、町村の狀況によりては、其町村を數部に分ち教員、巡查、村吏、醫師、僧侶等協同して講話をなし、以て教育、風紀、衛生若しくば町村民として心得等を説話す。

4、定時、若くば臨時に、年齒又は性別に、其町村民を會合せしめ、其會に適せる講話をなす。

5、各小學校に於ては、必ず父兄懇話會を催し、教育其他に關する促進を圖りつゝあり。

#### ◎青森教育會代議員

坂 本 紋 作

### 北津輕郡の狀況

#### 一、町村數二十三

二、青年會、及類似のもの三十一、外に支部を設くるものあり

三、事業の要旨を摘要すれば

矯風、夜學、擊劍、講演、文庫、消防の援助、善行表彰、共同、親睦、精神修養、貯金、幻燈、造林、夜業。

前記の内、中川村田川同窓會（青年會的同窓會）。

(1) 沿革の大要 本會は明治三十六年九月十一日の創立にして、當時村内に賭博の發元なるもの侵入して、村民を誘惑し、都市よりは華奢淫逸の弊風流れ來りて、漸次惇樸の風を害し、勤儉の風習を破り、諸弊隨伴併發し、滔々として止まる所を知らず、茲に於て之が惡風を救濟するは、青年の薰陶にありとし、校長奈良彦太郎氏率先して青年を糾合し、同窓會を創設し、爾來耐久持重し大に會員を督勵し來れり。

(2) 維持法年三錢。

(3) 會員數百數十名。

(4) 事業（補習教育農事改良風俗改善。）

イ、講演會は、戰時其他必要の場合には、他より講演者を招き、平素年六回なり(農家の休業日)口、演説練習會は、會員中の志望により、陰曆毎月五日の夜間に開催す。

ハ、圖書文庫は他の寄附を仰ぎ、目下千數百冊あり、會員に貸付閲覽せしむ。

ニ、農事獎勵として、毎年秋季會員の手作せる農產物、手工作品、品評會を開催し、賞品を授與して鼓舞獎勵す。

ホ、風紀の改善、及社會の惡風弊習に感染せしめぬ様相互規約して警戒し、特に賭博を防止せんが爲め、風紀幽なるものを設置せり其效甚多し。

ヘ、會報は毎年二回發行し(謄寫版)て會員に配付す、日露戰役の際、出征軍人の爲め、特に編輯し戰地に送付したり。(同窓生に)

#### 四、北津輕郡報德會

本會は明治四十年十月十七日の創立にして、前掲青年會等に對しては、規約的には何等の關係なしと雖も、苟も機會ある毎に各種の集會に役員を出張せしめ、講演するを以て、實際に於ては本會は主腦にして、各地の青年會、同窓會は支部なるかの觀あり、本會の部會を設けざるは此理茲にあるなり。

##### (1) 會員現在二百二十二名(郡内各町村に涉る)

(2) 事務所は郡立農學校にあり、幹事長は、農學校長農學士菊池幸次郎、外に幹事四名あり、評議員は各町村に一名乃至四名あり、事務は農學校職員にて取扱ふ。

(3) 會費なしと雖も、定時及臨時の寄附を以て本會を維持す、定時の寄附には、年額月額の二種あり、年額寄附は最多金五圓、最少金五十錢、人員二十二名計金三十一圓四十錢、(一ヶ年收入)月額寄附は最多金一圓、最少金拾錢、人員二十八名計金四十二圓、(一ヶ年收入)總計金七十三圓四十錢其他は臨時寄附なりとす。

今四十年度より四十三年末に至る收支を見るに收入金三百五十七圓六十二錢一厘、支出金二百九十九圓三十一錢九厘なり。

(4) 施設せる事業は、講演四回にして講演者は。

農學士 中 村 鐵 太 郎	農學士 原 田 友 作
内務省 嘴 託 留 岡 幸 助	盛岡高等農林學校教授伊 藤 清 藏
札幌農學 博 士 南 千 葉 法 學 士	武 田 本 縣 事 務 官
大脇本縣試驗場長	田 中 本 縣 事 務 官
技師大久保清長	

本年度は、總會に引續き、五日間地方改良に關する講習會を開催せし爲め、講師派遣せられたき件  
通俗教育に關する部

に付き本縣を經て出願中なり、各町村團體の招きにより、役員の出張講話せしこと三十回、郡内の勤儉力行者、及善行者等に紀念品を贈りしこと七回、其人員八十有餘名。

昨年十二月蓄音機を購求し、(特別會計)各青年會、同窓會其他の集合に際し貸與するものにして、農村に於ける野卑なる風習を避け、清新なる娛樂を與ふ、購入策殆んど事務所に滯ることなく、毎月五六回各地に運ばる又四十四年度に於て、相苗を作り有志の希望により百本配布せんとす、(既に金木村鶴田村より希望あり)雨後苗圃を設け、毎年三百本以上宛配付の見込なり、但苗木の配布を受けたる人は、成育の後伐採して其收入の幾分を、其他の青年會其他公共事業に寄附する義務あるものとす、其收入の幾分を本會に寄附せしめ、各地の公益に充つるは本會の特色とす。

#### 巡回文庫 明治四十一年

東宮殿下行啓紀念として設けたるなりしが、爾來年々増加して十個となり、書籍約五百冊、價格二百數十圓、今後少くも七ヶ年を期し、(明治五十年末)郡内五十餘の學校へ各一個を配付し、交換して閲覽せしめんとす。

又明治四十三年十一月、小松原文相及知名の士より寄贈せられたる書籍を以て、特別文庫を設く、本年に至り内務省農商務省より二十九部の書冊を贈られたるを以て特別文庫に加ふることとせり、巡回文庫も殆ど事務所に滞ることなき有様なれば、大に有效なるべきを信ず。

今後七八ヶ年を経ば、本會の成績見るべきものあるに至らん。

#### ◎富山縣教育會

縣教育會、郡教育會、並に地方學校は、通俗教育談話會、或は幻燈を使用して、通俗教育談話會を開きつゝあり。

青年會、婦人會も此内に含有するものとす。是等本縣に於ては、漸次發達しつゝあり。

#### ◎奈良縣教育會代議員

田 代 勝 之 助

- 一、縣教育會主催となりて、昨年來毎月一回宛、順次各郡市に於て、通俗教育談話會を催せり。
- 二、縣教育會に社會教育調查部を設置し、委員を設けて管内社會教育の刷新、改善方法を講究中なりとす、されば不日通俗教育に關する施設上、必らず見るべきものあらん。
- 三、管内某郡にありては、年々夏季休業中を利用して郡内全町村に涉り、順次教育談話會を開き、晝間は兒童成績品其他教育上の參考品等を展覽説明し、夜間は幻燈會を開きて教育衛生思想の普及を圖れり。

#### ◎堺市教育會代議員

通俗教育に關する部

栗本榮之丞  
村井泰造

## 1、團體的主催のもの。

イ、堺市教育會 每年四五回各學校を巡回(學校を會場に充つ)して、通俗談話會を開催し、講話幻燈、蓄音機等より通俗一般智德の普及を計り、各種の來會者を多からしめん爲め、夜間之を行ふ。

## 2、個人的主催のもの。

ロ、育成會 本市小林寺尋常小學校職員生徒、及區内有志者より成れる育成會に於て、勞動者の休日たる毎月十五日の夜間、同校區内の青年等を集めて、前項の如く通俗談話會を開催す。

ハ、堺北教育獎勵會 本市、錦及錦西兩小學校區内の青年等を集めて、前項同様に開催す。

オ、克己團、本市、大和川染色工場主柳原吉兵衛氏の主管にして、年數回の前同様の通俗講話會、殊に職工に適切なる講話等を行ふ。

## ◎私立佐賀縣教育會

## 一、青年の指導

イ、青年會。

ロ、講話會。

ハ、夜學會。

ニ、實業觀察。

二、報德會

三、補習學校

イ、學校教育の補習。

ロ、實業教育。

ハ、軍隊教育の豫習。

四、各區巡回

イ、通俗教育講話會。

ロ、通俗教育談。

ハ、幻燈 蓄音機。

ニ、父兄會。

ホ、母婦會。

五、生產品評會(春秋二季)

六、町村教育會、學校關係者、有志者、青年等の會合年三回  
七、農談會、衛生會、試作地耕作等

◎茨城縣教育會代議員

施設概況左の如し。

- 1、青年指導の爲め、各郡に巡回文庫を設く。
- 2、各種の講話會各郡に行はる。

◎長野市教育會代議員

一、圖書館を設け、圖書を閲覧せしむ。

二、通俗講談會を開き、衆人をして之を聽かしむ。

三、幻燈、或は活動寫真を利用し、衛生の説話をなす。

四、父兄懇話會を利用し、通俗教育に資す。

五、婦人會を開き、婦人の智徳を増進せしむるを計る。

◎沖縄縣教育會代議員

鈴木良之助  
中澤照琳

外間政暉  
東垣龜次郎  
東恩納寛文

- 1、教育幻燈會を開催す。
- 2、小學校卒業兒童の教育點呼を行ふ。
- 3、知名の人の來縣の折、講話を仰ぐ。
- 4、義士討入紀念講話會を開催す。
- 5、父兄、及母姊會を開催す。
- 6、教育品展覽會を開催す。
- 7、青年會、處女會を開催す。
- 8、青年夜學會を設置す。
- 9、養老會を開催す。
- 10、青年見學旅行を行ふ。
- 一一、青年運動會を行ふ。
- 一二、共同體育場を設置す。

## ◎東京市教育會代議員

濱 幸 次 郎  
蛭 田 太 一 郎  
杉 浦 恕 太 郎

本市の如き、人口稠密、交通頻繁、社會百般の事業輻輳し、其組織極めて複雜なる地に在りては、市民の風化誘掖に力を盡すこと一層切要なるを感じり、本市は夙に之が施設經營に怠らざるのみならず尙之が普及上進に努めつゝあり、今施設せる状況の一班を擧げんに、本市直營の事業としては、市民智徳の進歩、發達を圖らんが爲め、碩學名士を聘し講演會を開催し、圖書館を設置し數萬の圖書を蒐集して閲覽に供し、別に簡易圖書館を各所に設けて所在住民の便益を謀り、特殊夜學校十數校を設置し、教育の普及に囂め、市教育會の事業としては通俗講談會を毎年數十回開催して、普く市民の德操を指導し、商工業者、職工徒弟の爲め、特に此種の講談會を催し、其の他市内各區に於ける教育會等に在りても、通俗講談會、衛生講談會等を開催すること缺からず。

左表は實に以上の一班を示すものとす。

## ◎東京市直營の事業(明治四十三年度)

## (一) 講演會

開 會 度 數	聽 講 者 數	每回聽講者平均數
四	三、四四六	八六二

## (二) 圖書館

館 名	藏 書 冊 數	開 館 日 數	閲 覧 人 員	一日平均閲覧人員
日 比 谷	三七、四七五	三三四	二一〇、八七一	六三一
深 川	四、七二五	三三二	四一、三五五	一一五

備考　日比谷圖書館附屬講演會は、年六回開會、聽講者二千百七十人

## (三) 簡易圖書館

簡易圖書館は、小學校に附設せるものにして、主として青年男女の爲めに有益なる圖書を蒐集し、毎日小學校の放課時間後より、夜間は九時頃迄開設閲覽せしむるものなり、其の状況左の如し。

館 名	藏 書 冊 數	開 館 日 數	閲 覧 人 員	一日平均閲覧人員
通俗教育に關する部				

日	本	橋	七、一一六	三三三	三一、四六七	九五
牛	込		三、五三六	三三三	二七、七一五	八三
小	石	川	一、五五二	五二	九、七九九	一八八
本	郷		一、一七四	四八	六、九〇二	一四三
淺	草		一、五九二	四七	七、四二五	一五八

備考 明治四十四年度中に此の他三ヶ所増設の見込

#### (四)特殊夜學校

特殊夜學校は、貧困其他の事情によりて就學義務を免除せられたるものに、義務教育程度の教育を施す設備にして、年齢十歳以上のものを入學せしめ、毎夜二時間宛二ヶ年間を以て修了するものとす、其の學校數、教員數、及び兒童數左の如し。

學 校 數	教 員 數	生 徒 數
二五	六七	一、三五〇

#### 東京市教育會經營の事業(明治四十三年度)

##### (一)通俗講談會

通俗講談會は左の二種ありて、風教の改善、新智識の供給に資する(殊に細民調育に力を用ふ)を以て目的とす、其の狀況は左の如し。

種 類	開 會 度 數	聽 講 者 數	每回聽講者平均數
普 通	三七	一七、五九一	四七五
商 工	三	一、四六〇	四八七

#### 東京市各區教育會經營事業(明治四十三年度)

##### (一)通俗講話會及衛生講話會

開 會 度 數	聽 講 者 數	每回聽講者平均數
一八	六、二二〇	三四六

##### (二)巡回文庫、雑誌の發行、及び教育品展覽會。

##### (三)入營兵士の準備教育

附記、以上は市内各區の教育會につき、其の實施の狀況を調査せしものなり。

## 東京市特殊小學校後援會經營の事業(明治四十三年八月創立)

年	月	事項	員數	摘要
明治四十三年八月	東京市大洪水	九百六十九名	衣類、下駄等給與	
明治四十四年三月	特殊小學校兒童慰藉會	約千名	講談講演其他各種の餘興等舉行	
明治四十四年四月	淺草區北部地方火災	約五百名	淺草區玉姫小學校兒童一同ニ衣類下駄等給與	
同	同火災に付收容所建設	三棟八十四戸	無料貸與	
明治四十三年八月ヨリ現 時ニ至ル	特殊小學校卒業生職業紹介	十一名	尙將來增加の見込	

附記、尙本會の事業として、目下計畫實施に着手中のもの左の如し。

- 1、特殊小學校卒業生成績佳良のもの、表彰。
- 2、疾病者に對する救療方法施設。
- 3、特殊小學校卒業生の近縣旅行。

## ◎山形縣教育會代議員

勝野和吉  
齋藤健重

五十嵐正義

- 一、市町村小學校内に青年文庫を設け、縦覽に供する所多數なり。
- 一、通俗講話會を開き、主として修養上、產業上の講演を爲すもの多數あり。
- 一、郡市教育會に於て、幻燈器を使用し講演會を開くもあり。
- 一、父兄懇話會を開き、教育上の談話をなす所多し。
- 一、僧侶牧師を招聘して、修養上の講話をなす所もあり。
- 一、青年團主となり、冬季農事講話會を開く所もあり。
- 一、縣下に東宮殿下行啓紀念圖書館を設けたるもの九あり。

縣立一、郡立二、私立六、

## ◎大分縣教育會代議員

宇都宮喜六  
大林龜太郎

本縣教育會、及各郡支部教育會、又は數郡の支部聯合教育會に於ける活動は、漸く社會教育上に注目するに至れり、其各郡に於ける支部教育會は、又數個の部落小教育會の設けあるを以て、通俗的教育

の活動面は比較的廣き範圍にまで波及し得るの状況なりとす、今其施設事項の概略を示せば左の如し。

第一、福澤圖書館、及び巡回文庫

縣教育會の施設に係れるもの

第二、文庫補助金の支出。

各部支部會の施設に係れるものにして、郡費の補助に成れり、漸次其の數の増加を見んとす、但し小規模の圖書館、及教育的文庫の設置の如きは、縣下至るところ開設の機運に傾向せり、其既に公設に至りしものは五六ヶ所に過ぎざれども、内設中に係れるものも亦尠からず。

第三、通俗談話會

普通各郡支部に於ける部落小教育會に於て施行せり、其手段としては多くは幻燈會等を利用し、又郡農會との聯絡を取れるあり、或は臨時名士を招致して衆庶の常識を高むる等、土地の情況によりて其趣を異にせり。

第四、修身會、青年會、婦人會等各種通俗的團體組織、及壯丁教育點呼、並に補習教育、盲啞教育等は近年大に其發達を認め得るに至りたり、其他隨時に。

第五、頌德會を開催し、其地方に於ける偉人鴻徳の先輩遺風を景仰し、其善徳を欽賞し、以て社會風

教の改善を企つる等は、縣教育會、及各郡支部會に於て數々實施し居れる所たり。

◎靜岡縣教育會代議員

山 内 百 平  
石 山 邑 八

鈴 木 卯 吉

通俗教育振起に關しては、學校職員町村吏員、及教育會等協力して之に盡瘁し、其効果尠なからざるを認む、其の施設概況左の如し。

- 一、五ヶ條御誓文、教育勅語、戊申詔書、軍隊勅諭を略解して毎戸に配付し、聖旨の貫徹を圖ること
- 二、通俗教育講話會を開き、幻燈、著音機、講談師等により廣く民衆を會集し、通俗的講話となすこと。
- 三、兒童學藝會、若くは兒童成績品展覽會を開き、父兄を召集して子弟教養上の談話をなすこと。
- 四、學校同窓會を開き、舊交を温め且處世上の注意を與ふること。
- 五、青年讀物を調査して適齋する所を知らしめ、且縦覽所を設けて讀書を獎勵すること。
- 六、青年會を誘掖指導して、國民道德の精神を鼓吹し、風俗を矯正し、勤儉力行の美風を成さしむること。

- 七、婦人會、少女會等の組織を獎勵し、家庭改良を圖らしむること。  
 八、家庭會なるものを催し、部落毎に家庭全員の集會を催し、講話を聽き實行條目を協定すること。  
 九、報德會と氣脈を通じ、社會改良の實行を圖ること。  
 十、在郷軍人會と呼應して、忠君愛國の觀念を喚起せしむること。

## ◎新潟縣教育會代議員

北條作治郎

通俗教育に關しては、縣、郡、市、町村教育會、及學校教員、并に學事關係者、之れが指導の任に當り居れり。

## 施設要項

一、定時的通俗講話會。

所在地の知名の士に講話を依頼す。

一、臨時的通俗講話會。

時宜により臨時講話會開催。

一、通俗大講話會。

殊に知名の士を中央部より聘し、講話會を開く。

一、常設圖書館。

一、通俗圖書館。

一、幻燈寫真等を利用する講話會。

一、教育品展覽會。

一、巡回文庫。

## ◎愛知縣教育會代議員

石川林之助  
内山新格  
日比

一、學校又は地方教育會に於て、講習會幻燈會等を開く、近時巡回時に開催するも多し。

一、小學校の備附圖書に加ふるに、通俗教育に必要なる書籍新聞雜誌を以てし、之を通俗圖書館とし小學校に附設し別に巡回書庫を作り、校下各部落に廻送し、一般に閲覽せしむ。

一、小學校備付の器械、標本、圖畫を基礎とし、之に必要な品種を加へ、一般に隨意閲覽せしむ可き施設をなせる簡易博物館を設け、小學校に附屬せしむ。

一、小學校に於て保護者會を開き、兒童教養上の打合せをなすに際しては、學校の器械、標品、圖畫、

書籍等を陳列し、休憩時間を利用して説明を加ふ、又は時の一  
半を割きて特に講話實驗等を試む。

一、郷村に於て演劇、淨瑠璃、講談、浪花節等の催しあるに際しては、地方教育會に於て藝題の撰擇に干渉し、善良なるものを慾懃す。

一、青年男女の補習教育に關しては、青年會、少女會等を設置し、女子の智德養成に對しては特に婦女會を設け、其目的を達すべき事業を行ふ。

#### ◎高知縣教育會代議員

深 田 覚 助

一、高知縣教育會は、明治四十三年度より社會教育を以て事業の一部に置き、其費用には縣より金六百圓の補助を受け、同年度には縣外より講師として長野縣人飯島幾太郎氏を聘し、各郡市町村に亘りて報徳主義の講話をして、尙會長安藝喜代香氏、及其他の役員も時々各郡町村に出張して殆んど間断なく社會教育に關する講話會(通俗的)を開き、青年子女父老の人心啓發に努め、本年度も亦引き續き前年度の方針に據り、現に各地に於て開講中なり、其講話の要領左の如し。

1、戊申詔書の御趣旨を體し、社會教育の發達を計るを目的とす。

2、講師は知名の士に囑託し、並に會の役員之に當るものとす。

3、講話は順次縣下の各郡市町村に及ぼすものとす、特殊部落に對しては、必要に應じて特に開會

す。

4、講話の場所は郡市長、並に町村長と協議して之を定む。

5、講話は當該地方の狀況に應し、積極的に民風の振興を計るを要す。

以上の如くにして、昨年度中開催の講話回數二百二十六回、聽衆七萬二千百九十人、其經費六百八十圓餘を支出せり。

尙教育會の各郡市に在りても、郡費の補助を受けて社會教育講話會を開き、又小學校教員より成る團體青年會、婦人會中にも此に類する講話會、幻燈會等を開催し縣教育會と相呼應して民風の改善發達に努めつゝあり、講話會の狀況は大要上述の如し、尙此他に圖書館、圖書縦覽所等の設けありて、通俗教育上貢献しつゝあるもの少らず、圖書館中其規模の首位を止むるものは高知縣教育會附屬圖書館とす。

明治四十四年度の經費は七百五十圓にして、其内五百圓を以て圖書購入に充て、二百五十圓を以て其の他の經費に充つ、所藏圖書の總計は三萬三千冊、閱覽人一萬三千七百八十人、一日平均約六十餘人とす。

本館に於ては日々衆庶の縱覽を許せるのみならず、圖書貸出の方法を立てゝ可成讀者の便を計りつゝあり、其他各郡中巡回文庫の方法を設けたるものと、又小學校及青年會に圖書縦覽所を設置せる向も

少からず。

◎函館教育會代議員

當區に於ては、函館教育會に於て毎月一回の豫定を以て一區内小學校舍を假用し、通俗講話會を開き、區内知名の教育家、實業家、官公吏、宗教家等を招待し、社會教育に關する通俗的なる講話を依頼し、終りは右講話に因める幻燈を映寫觀覽に供せるが、毎回共來聽者は八百名乃至壹千名を算せり、殊に來聽者に兒童の母及姉の多き、常に拾中の七分を占む。

◎信濃教育會代議員

佐藤寅太郎  
吉田頼吉

松本市教育會  
三村壽一郎

- 1、父兄懇話會を利用し、通俗教育に資すること。
- 2、青年會婦人會等には、學校職員之に參加して其目的を助長すること。
- 3、社會俱樂部を設け、名士を聘し、教育上の講話をすること。
- 4、時々學術講談會を開きて、通俗教育に資すること。

5、幻燈、及活動寫眞等を利用して、公德心を涵養すること。

6、巡回文庫を設置すること。

7、記念館、博物館、圖書館等を設置して、一般人士に縱覽せしむること。

甲、信濃圖書館。

乙、松本記念館(明治三十七八年戰役)

日清、及日露兩戰役に於ける戰利品二千餘點あり。

博物標本三千餘點。

圖書二萬餘冊。

教育研究品五百餘點。

◎京都府教育會代議員

中西良藏  
吉岡誠一郎

各郡市に於て教育會の事業として、通俗講談會を開催し、部内を巡回して精神修養に關すること、國民的智識に關すること、實業に關することなどに就て講話しつゝあり、又巡回圖書館を置き、圖書の閱覽を奨励し、町村に於ては學校の事業として戸主會、母會、青年會、處女會、耆老會等を起し、小

學校教員をして通俗講話をなさしめ、若くは學校の事業として臨時に父兄母姉の會合を開き、同様のことをなさしめつゝあり。

◎山口縣教育會代議員

河 村 敏 蘭  
松 岡 唯 介

一、通俗教育談話會を開催し居れり。

イ、縣教育會は、年一二ヶ所、各郡教育會は各村に於て年々一回以上、談話會を開催し居れり。ロ、縣下各學校は、學校又は部落に、父兄又は母姉を招集して談話會を開催し居れり。

ハ、談話會開催に當り、幻燈器械、活動寫真、蓄音機、理化學器械等を利用することあり。

ニ、幻燈器械、蓄音機等は、教育會學校等に購入し居れる所多し。

ホ、講師は特に名士を聘する時と、學校教員其他適當のものはに當る時とあり。

ヘ、費用は郡費又は郡費補助、縣郡市町村教育會、或は町村費等より支出し居れり。

二、町村或は學校に圖書館を特設、又は附設し、又は縣郡村立圖書館に巡回文庫を設けて、通俗讀物の普及を圖り居れり。

◎廣島縣私立教育會

- 1、名士を聘し、一般公衆に對し巡回講話をなす。
- 2、青年會、婦人會、斯民會に於て、通俗講談會を開く。
- 3、青年會、婦人會員を集め、補習教育をなす。
- 4、巡回文庫を設け、智德の啓發をなす。
- 5、體育を獎勵し、青年者には擊劍柔道角力等の演技をなさしむ。
- 6、圖書館の設立。
- 7、幻燈會、及青年婦女の學術技藝に關する、成績品展覽會を開く。
- 8、地方產物の品評會を開く。

◎横濱市教育會

一、講談會。横濱市教育會に於て、附設事業として三十六年以來商工子弟講談會を開き、始めは會員を一定し聽講券を附與し、毎週一回開會し居たるも、況く一般に認められざるを以て、三十八年より之を公開し、商工業に從事する子弟の德性を涵養し、實踐躬行を勵奨し、兼て職業に要する智識技能を授ぐるを以て目的とし、毎月一回夜間寺院學校等に於て傍聽無料に開會し、名士の講話、立志談等をなし、又琵琶等の餘興を加へ、市内に巡回開設せり。聽講者の多き時は數千名に達し、斯道に裨益する處最も多い。

其他各種團體等に於て、時々講話會等を開催することあるも、記すべきことなし。

一、圖書館。横濱市に在りては、未だ公立圖書館設立の運びに至らざるも、數年來有力者及同窓會等に於て、小學校内に設置せるもの二三あるに至れり、其稍や見るべきものは私立橫濱本町圖書館にして、明治四十三年八月本町小學校内に設置し、之を幼年部、青年部に分ち、圖書五千三百餘冊を藏し、休業日及毎日終業後に於て公衆の閲覽に供し、毎日平均百名以上の閲覽者あり。

#### ◎岐阜縣教育會代議員

久 富 直 次  
若 原 彦 造

一、市町村郡縣等の教育會、又は教員會主催となり、通俗講演會を舉行す、又夜間は幻燈を使用して之を行ふ、右講師は公吏、教育家、政治家、產業家、軍人、神職、僧侶、有志者等之に當る。

一、其他青年會、父兄會、母姊會、敬老會等を組織して、地方の矯風、各會員の智德を増進せしめつゝあり。

#### ◎京都教育會代議員

岡 本 助 左 衛 門

##### (一)通俗講談會

主會者。各種の教育會、學校、同窓會。

回 數。臨時のもの定期定回數のもの。

##### (二)短期夜學會

主會者。學校、營業組合。

會 費。學用品を自辨せしむるの外徵集せざるものあり、又僅に薪炭油費を徵集するものあり。

程 度。尋常小學科乃至高等小學科。

##### (三)特別學園

1、子守學園の如きもの。

特別なる有志家によりて成るもの。

2、貧民夜學校の如きもの。

特別なる有志家によりて成るもの。

##### (四)博覽會

主催者 教育會。

(例)(1)玩具品展覽會の如きもの。

(2)動物應用展覽會の如きもの。

通俗教育に關する部

(3)児童成績品展覽會の如きもの。

以上

◎奈良市教育會代議員

杉浦勝治郎

甲、通俗講談會  
方法。

縣教育會、市教育會の共力によりて、年に數回一般の人士を集め、家庭教育、學校教育上の談話、學術上の談話、理科學上の實驗講話、軍事上の講話等をなし、之を聽聞せしむ、講話者は諸種の方面より求む。

乙、通俗講事講話會、及衛生講話會  
方法。

市町村等主催開會し、臨時一般の人士を集め、農事上、又は衛生上の講話をなし、之を聽聞せしむ、講話者は縣技師、縣郡農事試驗場吏員、衛生課員、醫師、教師等なり。

丙、矯風會及興風會  
方法。

本會はもと惡風を矯め、善良なる風習を作らんとするものなれども、單に德育上の問題のみならず廣く教育上の智德を啓發せんとするに至れり、矯風會、興風會は郡市町村役場等の吏員は勿論、巡查教員、僧侶等の教導職に從事するもの何れも協力從事せり。

丁、通俗音樂會

一般の人士を集め、音樂上の趣味を興へんとするにありて、本年二月一回開催したり、方法は和洋の音樂を奏して之を聽聞せしめたり、但し未だ到底其目的を達したりと云ふべからず。

戊、巡回圖書函、巡回文庫

多少行はるゝに至れり、其他新聞雜誌縱覽所等一二あれども、未だ不充分たるを免れず。以上の外農村娛樂方法として、通俗教育上の諸種の企畫ありと雖も見るに足るものなし。

◎愛媛縣教育協會代議員

得居一郎

甲、一般的

(1)名士の來縣を機とし、講演會を開く。

(2)通俗講話會を開く。

乙、特殊的

通俗教育に關する部

(1) 青年團。

風俗改良、智德の向上修養。

青年の事業、勤儉貯蓄。

統一聯合をなす(郡縣の統一)

(2) 圖書館。

郡縣補助、郡縣の賞褒法。

◎朝 鮮

日本人小學校長會代議員 石 原 清 熊

京城教育會に於て、二三回教育幻燈會通俗講談會を實行したるのみにて、現今に於ては頗る不振の状態にあり。

◎仙臺市教育會代議員

四 野 宮 朝 治

通俗教育の意義甚だ廣し、從て事項も亦多岐に涉るも、こゝに宮城縣仙臺市教育の一事業たる教育幻燈部につき其の梗概を述べん。

幻燈部は明治三十九年八月の創設に係り、場所は各所の小學校を用ひ、説明者は其學校の教員に委嘱

せり、幻燈會を開く目的は、小學兒童及其父兄保護者を始め、一般公衆をして教育勅語、戊申詔書等の御旨意を會得せしめ、忠孝主義を鼓吹し祖先を尊敬するの念を喚び起すことを努め、第一號議案の答申中に述べたる各項の主意の貫徹を圖り、併せて公德心の養成と衛生思想の涵養に重きを置けり。映畫は普通の賣品のみにては以上の目的を十分に達し難きを以て、特に委員を設けて適當の圖案を考案せしめ、京坂の幻燈映畫館に命じて新たに調製せしめたるもの大部分を占む、(一枚約二圓)例へば家庭教育の忽にすべからざる所以を表示せるもの、兒童の德育に資し兼ねて智識を廣むるもの、仙臺市の歴史及祖先の美事善行を顯彰するもの等を蒐集し、見聞の間に智德を増進せしめ、國民として祖先を辱しめざる貢献をなさんとの奮發心あらしむるを以て目的とせり。

幻燈會は兒童の爲にするものと、其の保護者の爲にするものとの二種に分ち、保護者の爲にする場合には、兒童教育上の説話を專にするが故に、嚴重に兒童と保護者との區別をなして開催するを常とせり、最初は保護者の出席寡少なりしが、回を重ねる毎に増加し、學校と家庭とを連絡するに於て多大の便宜を得、國民教育の普及上大に效驗あるを知れり。

幻燈の器械は、酸素にてエーテルを燈すものを用ひ、其の藥品のみの費用四時間繼續して、約貳圓五十錢を要す、明治四十三年二月、白晝幻燈器械を購入し、小學兒童中尋常一二年等夜間往來せしむるに不便なる者の爲め大に便宜なるを知れり。

## (参考)

活動幻燈は児童の喜ぶものなれども、畫面迅速に轉廻するため説明をなすに不便にて、教育幻燈としては不適當なるものと認む。

## ◎ 埼玉縣教育會

本縣に於ては明治四十二年九月、通俗巡回文庫の制を設け、多數の通俗的圖書を備付け間断なく縣内各地を輸送せしめ、各種の方法に訴へ讀書思想の鼓吹に努められたる結果、一般縣民殊に青年者に於て讀書の趣味を感ずるもの倍々多きを加へ、其結果各地に小圖書館等の設立比々として興り、青年の風尚漸次良好に向はんとしつゝあり、其制度圖書目錄等は別紙の如し、尙本年度に於て第三回の圖書を備付くべき計劃にして、之が使用に關しては益々鼓吹獎勵を加へらるゝの見込なりと云ふ、又本年一月以降活動寫眞兼用の幻燈器械を購入し、縣廳に於ける教育勸業地方衛生等の各課より、當該吏員並に縣立學校長等、縣下各地に出張し、通法講話會を開催し、畫は凡午後一時より日暮まで、更に引續き夜間は活動寫眞兼用の幻燈器械等を使用し、力めて通俗的の講話をなし、各種の事項に涉りて縷々説示する所あり、午後十時三十分頃閉會することゝせり、其間約八時間、聽講者各地少きも、畫間は二百名乃至五百名、夜間は五百名乃至千五百名に達するの盛況にして、頗感動を興へ民心作興上に裨益する渺からざるを覺ゆ、其回數既に三十四回に及べり、今後尙農閑の季節等を見計ひ、可成多

數開催せんとするの見込なりと云ふ、又本縣教育會に於ては、縣民道德心作興の一端として縣費の補助を受け、縣地に於ける偉人の事蹟を蒐集編纂して之を德育資料と名づけ、明治四十二年度以降毎年一部づゝを刊行し、實費を以て有志者に頗ち以て徳義鼓吹の資に供しつゝあり。而して其第一編は塙檢校詳傳第二篇は、權田直助詳傳にして目下第三篇は編纂中に屬せり。

又同會に於ては、青年の品性を陶冶し兼て讀書の趣味を涵養せん目的を以て、明治四十二、三の兩年度に跨り青年補習讀本を編纂刊行し、以て青年者の閱覽に便せしめたるの結果、夜學會等に於ては殆んど此書を使用するに至り、書中載する所の材料は、可成縣内の地理歴史の事項を探り、加ふるに力めて平易簡潔の章句を用ひたるを以て大に歡迎せられ、益々利用せんとするの傾向あり、又各郡教育會に於ては、幻燈を利用して通俗講話會を開催するもの多く、尙町村に於ても同様の施設を爲すもの甚からず、殊に本縣巡回文庫と相俟つて町村に於ける圖書閱覽所等を設け、青年に讀書思想を喚起せんと力むる向、漸次勃興せんとす。

## ◎宮城縣教育會代議員

大 橋 小 吾 郎

- (一)青年團、父兄會、母姊會。
- (二)幻燈會。

(三) 講話會及巡回講話。

(四) 圖書館、及巡回圖書館設置。

◎名古屋市教育會代議員

中島伊勢三郎  
市川信次郎  
濱田貞太郎

施設せる狀況

1、市教育會事業として毎月一回以上、普通幻燈、白晝幻燈、及び活動寫眞蓄音機等を使用し、市内を巡回的に通俗講話會を開き、以て市民一般の常識を養成し、且つ道德向上せしむることに努む。

2、市教育會事業として毎月一回知名の學者、又は實業家、政治家、官吏等を聘し、各方面に付き専門的事項に關する講話、所謂學術講談會を開き、市民一般をして無料聽講せしむ。

3、市教育會事業として、通俗圖書館を設け市民一般に無料にて圖書、及び新聞雜誌を閲覽せしむ。

4、市内各尋常小學には、各通學區内に教育會なるものを設置せらる、此等の教育會は各々其の會の事業として講談會等を開き、以て各通學區内住民の智識及び道徳の發達を計れり。

## 二 教育會に於て行ふべき通俗教育の適切なる施設方法如何

答申

(大正二年第九回全國聯合教育會)

甲、通俗教育施設事業

- 一、通俗教育調査部を設置すること。
- 二、通俗圖書館を設置し、及巡回文庫を設くること。
- 三、通俗博物館を附設すること。
- 四、通俗教育講演會を開催すること。
- 五、通俗教育に開する展覽會を開催すること。
- 六、演藝會、音樂會を開催すること。
- 七、體育機關を設置すること。
- 八、教育會雜誌に、通俗教育欄を設くること。
- 九、新聞社と氣脈を通ずること。
- 十、地方各種團體との連絡を計ること。
- 十一、通俗教育に關する印刷物を、一般に配布すること。

通俗教育に關する部

- 十二、新聞雑誌縦覽所を設置すること。
- 十三、學校、會社、工場、農園等に交渉して、其縦覽を輕便ならしむること。
- 十四、功勞者及篤行者を表彰すること。

## 乙

## 一、通俗教育調査部の設置

- 1、通俗教育調査部に委員を置き、常に通俗教育に關する調査研究をなすこと。
- 2、委員は教育家、宗教家、市町村吏員、醫師、警察官、農會員、在郷軍人、青年會員等より選出すること。
- 3、調査部に於ては、主として左の事項を調査研究すること。
  - イ、通俗教育上、施設改善を要すべき事項。
  - ロ、圖書雑誌各種、讀物等の選擇、解説批評。
  - ハ、幻燈活動寫眞等の選擇、解説批評。
- ニ、功勞者、及篤行者の調査。

ホ、其他必要な事項の研究調査

## 二、通俗圖書館の附設、及巡回文庫の設置

## 1、通俗圖書館を附設し、及巡回文庫を設くること。

2、學校、會社、工場等に交渉して、可成多く附設せしむること。

## 三、通俗博物館の設置

1、可成通俗博物館を特設、若しくは附設すること。

2、通俗博物館内には、主として左の物品を蒐集陳列すること。

學校兒童成績品、玩具、寫眞、歴史、地理、博物標本、理化器械製作品等。

## 四、通俗講演會の開催

1、講師は教育者の學者、軍人、宗教家、醫師、及實業家等に依頼すること。

2、市町村民の會合に便利なる期日と、場所とを選定して屢々開催すること。

3、講演の材料は、主として左の事項より選擇すること。

イ、教育勅語、戊申詔書、御趣旨の普及及徹底に資すべき事項。

ロ、時勢、並に國勢の一斑を知得せしむべき事項。

ハ、國民必須の事項、並に其地方に於て獎勵改善を要する事項。

ニ、其他理科、衛生、產業、家事等に關する事項。

4、講演には、適宜に幻燈、活動寫眞等を利用すること。

## 通俗教育に關する部

5、必要に應じ、男女職業年齢等により、適宜聽講者を區別して開催すること。

#### 五、通俗教育に關する展覽會の開催

- 1、會場は學校、圖書館、寺院、及公會場を利用すること。
- 2、開期は、其地方に便利なる季節を選ぶこと。
- 3、教育學藝、及產業等に關する圖書物品を陳列すること。

#### 六、演藝會、音樂會の開催

- 1、會場は前項に準ずること。
  - 2、其地方の休業日、又は夜間等を利用して、可成多く開催すること。
  - 3、材料、及歌詞、曲譜等は通俗教育調査部に於て選擇すること。
- #### 七、體育機關の設置
- 1、公園社寺の境内等に、運動機械を備付くること。
  - 2、擊劍、柔道、競技等の會を開催すること。
  - 3、水泳場を開設すること。
- 4、學校に交渉して運動場の開放を促すこと。

#### 八、教育會雜誌の利用

- 教育雜誌に通俗教育欄を設け、左の事項を掲載すること。
- 1、通俗教育調査部に於て、調査研究したる結果。
  - 2、内外の通俗教育に關する事項。
  - 3、功勞者、及篤行者の事蹟。
  - 4、其他重要な事項。

#### 九、新聞紙の利用

- 1、新聞社に依頼して、新聞紙上に通俗教育欄を設くること。
- 2、其資料は通俗教育調査部より供給すること。

#### 十、地方各種團體との連絡

衛生會、農會、在郷軍人會、青年會等と連絡を圖ること。

#### 十一、印刷物の配布

臨時必要の場合に於て、通俗教育に關する印刷物を一般に配布すること。

#### 十二、新聞雜誌縱覽所の設置

- 1、便宜の場所に、可成多く設置すること。
- 2、雑志家より、新聞雜誌の寄附を仰ぐこと。

#### 通俗教育に關する部

十三、學校、會社、工場、農園等の縦覽を輕便ならしむること。

1、學校、會社、工場、農園等に交渉して、可成輕便に且つ有效に縦覽をなさしむること。

2、縦覽者には豫め留意すべき要點を指示すること。

十四、功勞者、及篤行者の表彰

通俗教育調査部に於て、故人及現存者中、功勞及篤行ある者を調査し、適當の時機と方法とを選みて表彰すること。

以上通俗教育の施設、及方法に就き列舉したる所のものは極めて普遍的のものなれば、之れが實施に當りては土地の情況によりて適宜取捨斟酌するを要す。

## 青年團に關する部

青年團體をして補習教育の效果を擧げしむるに最も適切なる施設方法如何

(大正五年山形縣主催奥羽六縣北海道聯合教育大會)

答申

一、青年團體をして、補習教育の效果を擧げしめんには、其方法種々あるべしと雖も、青年團員及一般父兄をして痛切に補習教育の必要を感ぜしめ、其教育機關を完全にし、青年團體をして充分之を活用せしむるを要す、今此等に關し重要な事項を左に列記せん。

一、市町村に於ては適切なる補習學校を設け、優良なる教員を採用すること。

二、青年團體をして、左の修養機關を設けしむること。

1、圖書館巡回文庫、及新聞雜誌縦覽所。

2、朗讀會、又は夜學會。

3、講習會、講演會、及展覽會。

4、研究會、及修學旅行、其他各種の修養會。

5、武術會、運動會、其他各種の體育會。

- 三、青年團體員をして丁年に達するまで、義務的に補習學校に入學する規約となさしむること。
- 四、青年團體をして、團員の補習學校在學者の出席、督勵、及校外取締に任せしむること。
- 五、青年團體をして、力めて他の施設に係る修養機關を利用せしむること。
- 六、小學校教員をして、成るべく各部落に居住し、補習教育の獎勵に當らしひること。
- 七、教育召集を有效にすること。
- 八、一般父兄及青年團體員をして、補習教育の必要を確認せしむること。
- 九、成績優良なる青年團體、及青年團體員は適當な方法を以て之を表彰すること。

## 圖書館に關する部

### 一 圖書館巡回文庫を一層利用せしむるに適切なる施設方法如何

答申

(大正四年京都市教育會主催全國教育大會)

- (一)學校に於て圖書館主義の教育をなすこと。
- (二)圖書の選擇に充分の注意を拂ひ、特に左記事項に留意すること。
  - イ、可成簡易にして、理科及實業に關するものを加ふること。
  - ロ、文字文章平易にして、頁數二百頁以内のものたること。
  - ハ、土地の狀況に適するものなること。
- (三)閲覽手續、及貸出手續を寬にし、尙配送法を設くること。
- (四)閲覽所に參考品を陳列すること。
- (五)圖書の紹介をなすこと。
- (六)冊數は少なくとも文庫數を多くすること。
- (七)當務者をして、圖書館に關する確實なる知識を收得せしむる爲めに、左記の如き必要な機關を

- 設くること、
- イ、講習會を開催すること。
- ロ、圖書館員の養成所を設置すること。
- ハ、師範學校に、圖書館科を設くること。

## 二 圖書館に於て青年の爲に備付くべき適當なる圖書の選擇方法如何

答申

(大正七年鳥取縣西伯郡教育會主催山陰郡市聯合教育大會)

- 一、全國各圖書館に於て、圖書選擇に關する調査機關を設くること。

調査機關の組織、及び職能左の如し。

- 1、調査機關は教育家、宗教家、實業家、軍人、官公吏、其他各種方面の有識者より選びたる委員を以て、之を組織するものとす。

- 2、調査機關の職能を分ちて二とす。

イ、圖書選擇の標準を定むること。

主務大臣の示されたる青年指導に關する訓令に基き、且現代地方青年の讀物に對する實際的傾向に鑑み、地方に最も適切なる標準を定むること。

青年の讀物に對する傾向は、地方の圖書館、及び書店等に就きて統計的に調査すること。

ロ、確定したる標準に照し、各種の圖書中より適當に選擇すること。

二、時々圖書館長會を開き、青年の讀物に關する標準其他について精査研究すること。

## 幼稚園に關する部

一 幼稚園に於て保母一人にて保育し得べき最も適當なる幼兒の員數如何

答申

一、幼稚園に於て保母一人にて保育し得べき幼兒の員數は、經驗に徴し最幼年者にありては十五名以下、最年長者にありては三十名以下を以て、最も適當なりと認む。

二 幼稚園と小學校との聯絡に關する適切なる方法

答申

三、本問題の根本は小學校教員、及幼稚園保母に幼兒教育の精神を徹底せしむる方法を講ずるにありと信す、されど直接實際問題として考究するに、

第一、組織上の聯絡に就きては、

一、幼稚園を附設せる尋常小學校に於ては、幼學年の教室、及び運動場は成るべく幼稚園と接近して特設すること。

二、尋常小學校の初學年に於ける幼稚園保育滿了兒童は、なるべく同一學級に編制するか、又は之れと略同程度以上に發達せる兒童と同一學級に編制すること。

三、幼稚園の保母と、尋常小學校の幼學年の教員との聯絡を計らんが爲めに、

イ、幼稚園を附設せる尋常小學校に於ては、成るべく引き續き保母をして尋常小學校の第一學年を受持たしめるが爲に、訓導、及び保母の任用上、兩者兼任の道を開かれたきこと。

ロ、女子師範學校本科卒業生を服務指定年限中、保母に任用し得る途を開かれたきこと。

ハ、關係幼稚園の保母、及び小學校の幼學年の教員をして、兩者の聯絡を計らしめるが爲めに、時々會合を催し、相互に幼兒及び兒童教育に關する研究をなさしむること。

四、保育獎勵の爲めに、左の方法を講ずること。

イ、尋常小學校には、成るべく幼稚園を附設せしむること。

ロ、幼稚園の設備を完全にして、成るべく幼兒の收容力を増加すること。

ハ、幼兒預所に類する、公設幼稚園の増設を計ること。

第二、直接教育上の聯絡に就きては、

一、幼稚園の様方と、小學校幼學年の訓練との聯絡を計らんが爲めに、

イ、兩者の方針、及び其實施細目につきて聯絡を計ること。

ロ、特に幼稚園の終期に於ては、學校生活に關する準備的の様をなし、小學校の幼學年に於ては幼稚園の様方に準して訓練すること。

二、保育項目、及び教授細目に就きて聯絡を計ること。

三、保育、及び教授の時間に就きて、聯絡を計ること。

四、尋常小學校の幼學年の一學級兒童數は、なるべく幼稚園の一組の幼兒數に準して減少すること。

五、幼稚園、並に小學校幼學年に於て調査したる幼兒並に兒童の心身の狀況、其他教育上參考となる事項は、相互に之を交換すること。

六、尋常小學校第一學年に於ける、幼稚園保育満了者の教育は、其の保育の成績を基として出發すること。

等を適當なる方法と認む。

### 三 幼稚園保母養成の適當なる方法

答申

(大正四年全國幼稚園關係者大會)

二、幼稚園の保母には、小學校本科正教員と同等以上の學力、及び保育に必須なる教育の必要あるを認め其養成方法を調査すること左の如し。

#### 一、養成の場所

幼稚園の設ある女子師範學校

土地の狀況により、幼稚園を利用し得る便宜ある高等女學校に於てするも可なり。

#### 二、入學者の資格

高等女學校の本科卒業者、及びそれと同等以上の學力を有する者、

#### 三、修業年限

一年

#### 四、學科目及每週教授時間

學科	目	後半 週 授 日 數	後半年
教育原理及教育史		一	
修身		一	
保育實習		○	○
保育法		○	○
兒童心理		○	○
幼稚園に關する部		二〇	二〇

幼稚園に關する部

衛生(保育衛生、應急手當等)

理科及園藝(幼兒ノ生活ニ直接)

談話(研究及練習)

音樂(唱歌、及ビ樂器使用)

圖畫(寫生畫、略畫、黑板畫練習)

手技手工(研究及練習)

遊戲(研究及練習)

計

三〇

三〇

前案の外、府縣女子師範學校の本科生に對する、保育に關する教育を前述の方針によりて改善し、以て適良なる保姆を出すことにつとめ、尙進みて女子高等師範學校に於て、一層程度高き保姆を養成し以て幼稚園教育の進歩を圖るを必要なりと認む。

## 盲啞教育に關する部

### 盲啞兒童を就學せしむべき適當なる年齢如何

(大正四年京都市教育會主催全國教育大會)

答申

一、盲兒啞兒共に満七歳を以て、適當なる就學年齢と認む。

盲兒啞兒共に其身體の發達は、通常の兒童に比して大なる差違なく、平均約一年遅れたるものと認む。而して其の疾患に基き、心意發達の遲延し、及身體の薄弱なるは免れざる所にして、家庭及社會の事情習慣上、なるべく其就學を遅くするの傾向ありと雖も、唯之を放任して組織的教育を遅くする時は益々其心身の發育を害し、將來の教育を困難ならしむるのみならず、此種兒童は感覺機關を具備せざるを以て、就學後知能の啓發通常の兒童に比し遅々たるは、當然の事に屬す、之に普通の教育を施し、尙且つ其生活に必要な専門の技能を授け、速に一個獨立の人物となさんには、其教學の始期を務めて早くし、満七歳を以て就學せしむるを可なりとす、之を實行するに當りては各府縣及大都市に公立の盲啞學校を設置し、寄宿制度及、學資補給の方法を定むる等必要あるべし。

# 文部省普通學務局

大正八年三月二十五日印刷  
大正八年三月三十日發行

東京市神田區美土代町二丁目一番地  
印刷者 烏連太郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地  
印刷所 三秀舍

電話神田二二四〇〇六七五六番番

終

